1941

△三顛圖（サンテンヅ・ミツノカシラタルヅ） 東華坊

渡部 白狂
蓮席

1941

△三顛ハ儒釈老ノ三道ヲ塩梅シテ酸トモ苦トモ甘トモ 好不好ヲイフ心

讃

あをむくもうつむくもさひしゆりの花

滑稽證人と云

○滑稽

史記ノ評林ニ崔浩曰言出口成ス章ヲ詞不窮竭若シ滑稽之吐酒ヲ △或曰諧語滑利知計疾出ッ △或曰多智圓曲ノ之貌也 △或曰漢書ニ談笑類ス俳優ニ 注ニ 俳諧ノ雑戯也 解ニ云此外ノ賛詞数多アリテ本文ニ散在セリ

○維摩ノ首髪ナル故ニ居士ト称ス

又三皇 伏義 神農 黄帝
五帝 少昊 顓頊 高辛 唐堯 虞舜ヲ云

抱定曰正恁麼時如何 全曰枯木倚寒岩三冬無暖氣 女子挙似婆 婆曰我二十年秖供養得箇俗漢 遂追出焼却庵

子ヲ送飯給侍一日令女子

○岩の上に旅寝をすれは肌寒し苔の衣を我にかさなん 小町

○世をそむく苔の衣ハたゝひとへかさねはうとしいさ二人寝む 遍昭

三顛ノ門

論語……

△此書ハ……

○茶話禅

禅語ヲ専ニナシ名ル俳諧ノ禄ト公 首尾ヲ

○述而

論語述而篇ニ述而不作信而好古窃比於我老彭ニ 朱注ニ述ハ傳旧而已作ハ則創始也

○維摩詰

天竺毘耶離城中ノ長老 号ス浄名居士 釋尊ト……全ス時ヲ

○同疾

維摩経問疾品ニ居士弾呵ス仏ノ十大弟子ヲ 解曰此一段ハ十論ノ中ニ三ツ文章ト数識トノ二様アレハ爰ニ文数ノ二字ヲ用ユ 論語ハ文学ノ先ナルヲ知キナリ

△十大弟子ハ釈尊ノ弟子迦葉阿難ヲ始トシテ十人ヲ云 孔門ノ十哲ニヒトシ

おろ……禄をお……風雅ハ……教ハ△……維……
すまし……放翁ハ例のゆるし給ふと今や世間
の俳諧をこのむ……の落去……こそ人
のち……そ……へりし……俳諧
△爰……例のおもしろ……
△……の……人

［蔵書印］

渡部
白狂
蓮庵
1941

△三頻圖 東華坊
ミツノカシラタルヒヅ
ウナワク

△三頻ハ儒釈老ノ三道ヲ梅ニテ酸トモ苦トモノ
好ヲイフ心

三頻問

論語象吾三日

△徒然草ノ問

あるむくもうつむくもさびしゆりの花

滑稽諧人と云

○雑ノ白髪ナル故ニ居士ト称ス
後ニ毘耶如来ト称ス

婆子焼庵問答

○若有婆子供養一庵主経二十年常令一ノ二八女子送飯給侍一日令女子抱定曰正恁麼時如何主曰枯木倚寒岩三冬無暖気女子舉ニ婆子曰我二十年秘供養得箇俗漢遂追出焼却庵

○山岩の上小旋風吹もれハ肌寒し　苔の衣よ秋のかさかな　小町

○蛙をそむく苔の衣ハ寒けれどひとかさねうとしいさ踏さう履む　遍昭

△或古漢書ニ詩笑類ニ俳優注
俳諧ノ雑戯也解ニ云ハ外ノ
賛詞数多アリテ本文ニ散在
セリ

○茶話禅
禅語ヲ専ニシ
問テ俳諧ノハコヒヲ語ル云ヒヨリ吉語ニ遍賢ノ変ヲ
ヒルヨシ婆子焼庵ノ
問苦ニ遍
昭ト小町カ

俳諧十論

附序

東華坊 述

△此書ハ俳諧録也祖翁カッテ武江ノ佛頂和尚ニ参シテ授ケ一碗ノ茶ノ話則ヲ
寄ヲアハセテ師東花坊ノ題辞アリ多クハ禅家ノ者向ヲ評シテ俳諧
家ノ機変ヲイフリ（茶話禅ハ名同ノミニシテ書ハ無之）

おもしろさ芭蕉庵と茶話禅と

孫をおもふ者ハ孫の形ハ見ずして風雅城に入らんと文を編ハ維ノ問ニ疾なくして世間を論ハ俳諧の道なるべし

○論語述而篇述而不作信而好古竊比於我老彭朱注述述傳也作ハ則創始也

○維摩詰天竺毘耶離城中ノ長者号ス淨名居士ト釋尊ト全ク時ヲ

○問疾品居士弾ニ問疾ノ維ノ経

○論語述而篇述而不作信而好古竊比於我老彭朱注述述傳也作ハ則創始也

○維摩詰天竺毘耶離城中ノ長者号ス淨名居士ト釋尊ト全ク時ヲ

○問疾品居士弾ニ問疾ノ維ノ経

子ヲ解曰ハ十大弟子ヲ解曰ハ十大弟子ハ釈尊ノ中ニ文章ト教誡トノ二様アリ

△維ノ問ニ疾なくして世間を論ハ俳諧の道なるべし

△維ノ問ニ疾なくして世間を論ハ俳諧の道なるべし

○論語述而篇述而不作信而好古竊比於我老彭朱注述述傳也作ハ則創始也

○維摩詰天竺毘耶離城中ノ長者号ス淨名居士ト釋尊ト全ク時ヲ

○問疾品居士弾ニ問疾ノ維ノ経

子ヲ解曰ハ十大弟子ハ釈尊ノ中ニ文章ト教誡トノ二様アリ

△維ノ問ニ疾なくして世間を論ハ俳諧の道なるべし

△維ノ問ニ疾なくして世間を論ハ俳諧の道なるべし

自己ノ発明メ教ヲ
ツイテ云コトハ
ヲ長ニ
仰シテ傳述ルコト
フテ如ク

一ノ二八女子ヲ送飯給侍一日令女子
名三冬無暖氣女子舉ニ婆婆
出燒部庵
小町
遍照

東華坊述

茶話祥と

○論語述而 但本文ノ上ニ記ス 以前ニ言ヘル語ヲ後人受ケ傳ヘテ云ヲ述ト称ス前人所未言ハ自己ノ發明メ說クヲ作ト云。作ハ聖人ナラテ及フコトヲアラス。述ハ先人ニ云ハセテ其ノ言ヲ信ジテ云コトハ其ノ言ヲハ明ラメタラハ猶勉テ可及フ我ハ。惟曾テ所聞ヲ述ル計リニテ長ニモ應ゼス作ルコトハナシト心中略過シ殷ノ代老彭ト云賢人原此ノ古ヲ信仰シテ傳述ルコトヲシテ。我コソト思フ心ナシ孔子曰我ト其人ニ不齊者トモ老彭ノ底ニ比フテ如此スルトノ言ナリ

△維ノ向疾ミナソロウトハ維ノ方ヲ。釈尊弟子ヲ。カハル〳〵ヲシテ。サトリノ事ヲ問メマフニ疾ト号シテ。サラニネ然ニ其後文殊菩薩オリ問ヒ〳〵ヲ正ハ一言ヲ以一理万通ノ道理ヲ手徳ニ授キメマフ心ヲ云義ニリハシリハ別ニ笠出ス

○桃紅李白詩

古詩ニ桃紅李白 人間ノ憂獨抱ニテ 空樽ヲ忘世情ヲ

○呂金ハ史記張儀傳ニ衆口鑠金 積毀銷骨

○纔人ヲ 紹介抄ニ

○朝暮三トハ朝四暮三ノ心ヲ十論ノ撰者ノ名ニ作リタルナリ

○生住異滅 佛經ニ四相ヲ立テ人天ノ向ノ變ヲ云ヘル

變二ハ年月ノ變化ナリ

○姜炉冬扇 此ニ字ハ解ニモ分明ナラズ 或人ノ後勘ニ王充論衡ニ云 作ニ無益ノ能ヲ納ニ無補ノ説ヲ 猶如シ以夏ヲ進炉ヲ以冬ヲ奏扇ヲ亦徒耳

○適當 適當ノ事ノ主旨ニ叶フ …

乃うきよ人のゆきんことを志あるものゝおこなふことしれゝ

とかくすなはち 桃紅李白のたのしみとするハ日ゝ人

つまり人をかくまれ心を傳へむとしてこく

われも△口金の毀を世に傳へておくりても

まに及さうりこ朝暮のこゝろに

まに姚子の遺稿と

世の變ハ年ゝにして△生住

とや世偏ゝやらなりん

冥土をうすめに我門の俳諧

例よ俳諧の虚と実なり

なりぬ漢よ倭の人の適當

有ニ其事ヲ説キ其ニ實ニ正シ其事ハ … ト大ニ動ケトナス人の耳にあてゝぬと詞の釘の胸にたゝくを

○滑稽意略文

滑稽ノ心ハ非ヲ是ト是ヲ非トシテナス 弁舌ノ人アルイハ矢言ヲ以テ

治國平天下ノ大道ニカナイ或諷諫笑ヲ以テ諷諫ス

實ハ其ヨリ言語ニアソブ 滑稽ハ虚ニ實ヲ 猶俳諧ノ酒ノ器

○七八人ノ言行ハ 淳于髡 優孟 優旃 東方朔 續王先生東郭先生西門豹

○史記ハ前漢武帝ノ臣太史令官人司馬遷カアラハシ書全部百三十巻

○言語ニ遊ブ 言語ニ極ナ …

○三皇

伏羲 女媧 神農

○五帝

黄帝 顓頊 帝嚳 帝堯 帝舜

△姚氏ハ姚察ト史記滑稽列傳ノ注ニ 滑稽ハ猶俳諧トアリ

第一 俳諧ノ傳

おのれ頻(モノ)ニ(ケラハイ)發(ハ)時あれハ其理の的面をせやつろさせてゆくにさまざまの儒者ハ孔子をとることもなと言語の実と

とおもひ俳諧ハ文字也と

[illegible]

リ人ノ語ハ温和也 賢人ノ語ハスベテ 温トハ適當ハ賢人ノ語ニヒトシカラズ

抑も俳諧の体といふハことに起こして史記に滑

稽の名あらはれて齊楚の比より秦漢の間まで

に七八人此言行をあらはす史記より天道

讃(サン)詞(シ)より或ハ兼言をもて大道をかなへ

或ハ諷(ホメ)笑(コトハ)をもて△諷諫をなし滑稽ハ酒樋(カゾ)

乃喩(タトヘ)ひとなるなり 姚(テウ)氏(シ)ハ俳諧のことばといへる

翠音ハ虚ニ実の自在より言語にあそぶのひ

かゝれハおのれ俳諧の名をつたへやはらかに虚実

乃級(カツキ)かゝりんと思ひハ三皇五帝より爲

○江金の変とハ
左或の事も変ゆ色こと
変ずる故忍ぶことゆ多ゆ

○和歌の上神　住吉　玉津島　人丸

○佳異疫　薨　衆法數曰
相ニ角細アリ生老病死ハ角ノ四相ナリ
生佳異疫ハ細ノ四相ナリ生ハ生レ出ル処住
間ニ居住シテ老身トナル異ハ病ヲウケ
疫ハ死去ナリ

ものの弱薨ハ一時ちれハ其理の的面をセ知る後ハ儒者ハ孔子ものとそ言語の実を
とゆるもの煩悩を命セ
年下の詞とかわせ下略

方一郷縮の伝

（父子ハ過當ハ賢人ノ語ハ温和也賢人ノ語ハ又ハ
ヒトシカラン事を
（索隠）史記滑稽列傳注ニ姚察云
酒ニ能語下アリ

郷縮の伝ものこと史記滑稽
行ものて齋楚の比ものの秦漢の間ものこ
人人ハ言ものをもつて
ものの或ものを第言をもて大意ものもの
ものを
姚氏ものの郷縮のこと
ものの虚実の自在ものの言語ものの
ものれ郷縮のものこものや知ものの虚実
ものものものものものハ二皇五帝ものの寓

○夏ノ禹殷ノ〈文武周公トハ文王武王周公ナリ
湯王周ノ文王
武王亦周云ハ武王
ノ子帝王ハ十リ云ヘス

湯文武ノ伝ハ
ひくまものはとちうしし海ノ大極のさとり
ちて儒佛老荘のむしりの塵ハ重成もて
ちうふへく実ニ塵をもてかくへられた
孔子の小〈荘周ありて仁義ハ
道ノ中ノ老子ニ

○姚氏姚察〈
詩人
大極未ニ記ス
○老荘ハ老子
荘子〈

老子姓ハ李名ハ
耳字ハ伯陽周
故王十七年ニ孔子
問道ヲ老子ニ

数外別傳ニ三文字トホスヲ云

荘子宋ノ人名ハ周
字ハ子休與ニ孟軻ト
ハ同時ヲ荘周トハ
荘子ノコト〈

○釋氏釋尊ニアラストケ礼ミハシ
○達磨南天竺香至王
ノ子孫ノ嶺ノ嵩山居ス
圓覺大師トヨクリ
ナス

ちて天の陽稿ゆしを佛ノ〈ク伊黄諸法無
乃ち鈴の喻ちう天原浄神ちうけ法さ法
く塵ニ天の用ち名をい法めむとく樣四義

○伊井諸尊天神
七代ノ陽神伊井
井ノ尊陰神〈

○諷諫
○諫ニ君ヲ

○詩奇ノ嫖ノ為ニ物ハシ

〈機変、應シテ変化ナリ

○機変ハ
変化ナリ
カハリ カハル

○天ノ落梅
日本記ニ出ヘリ
解ニ物ハシ 十論
○猿田彦ノ為ニ物ハシ
○天ノ鈴女ノ為ニ物ハシ

○八雲市抄奇之
為ニ物ハシ

○二条冷泉ハ
冷ノ二家

○王帛ー夫子仰ラル礼樂ニ有ル本。有ル文。五王 公侯伯子
諸侯ノ世子執纊ヲ公ノ孤ハ 植圭信圭
執玄ヲ附庸君ハ桃茢ヲ云 礼文ノ重者ナリ非ス王帛ニ固 無自ニ

諫五ニハ諷諫ニハ諫ニハ本文上ニ記ス
戇諫三ニハ降諫四ニハ
直諫五ニハ諷諫〈諷
俳諧ノ別名ニ世
情ノ人和ト和〈キニ

優ヤサシ ユヤクリ スクレル

○八雲抄
歌ノ
てを

○白馬經ハ蕉門
ノ遺經ト称
ニテ名目ナリ

もて世ハ二条冷泉の一流とさかちぬ門ちを
冷ノ二家ニ
ちて世ハ二条冷泉の音別の海ありて八雲抄
世風新ちを高ちをしに二条冷泉の高紀ちて
と新四の差ちに伝ありて法式
人海の俳諧ちを人海の俳諧ちを
白馬ちくい家別の

○夏ノ禹殷ノ湯王周ノ文王 武王亦周ニ武王ノ事帝王ニハナリ玉ハス

△文武周公トハ文王武王周公ナリ

○姚氏姚察ナリ

詩人大極未ニ記ス

○老荘ハ老子荘子之

老子姓ハ李名ハ耳字ハ伯陽周ノ敬王十七年ニ孔子問道ヲ老子ニ

荘子宋ノ人名ハ周字ハ子休與孟軻同時ヲ荘周トハ荘子ノコト之

○釋氏釋尊ニアラス下ケ札ニクハシ

○達磨南天竺香至王ノ子魏ノ嵩山ニ居ス圓覚大師トヨクリナス

○伊弉諾尊天神七代ノ陽神伊弉冉陰神之

○諷諌家語ニ諌レ君ヲ

湯文武より傳りうくことを司馬遷(シバセン)か史記て

はくまりぬとさるへし滞り大極のちとより

ちて儒佛老荘のむりしより虚に實あるて

はくはへく實ち虚をまてかくへれる

孔子小△荘周ありて仁義を釋氏て

達广ありて渾偏をや姚察これ俳諧の機変(カハリカハル)

数外別傳不立文字ト云ヲ云

○機変ハ変化ナリ

おもしろく俳諧をよしいふへし儒仏をせり

今を詩の媒(ナカダチ)といふへしちいやあり機

しれ天の濟はさしむを傳へて伊奘諾伊冉

乃精鋭の喩(タトヘ)より天照神をうけ清き

とく虚に實の風おむとく猿田彦

○詩哥ノ媒 為兵抄ニクハシ

△機変ハ應シテ変化ナリ

古山五家一ニハ譎諌ニニハ本文上ニ記ス 戇諌三ニハ降諌四ニハ直諌五ニハ諷諌 △諷

○玉帛 天子ノ仰ラル礼樂ニ有本。有文。五玉 公候伯子男五等ノ諸候所執ノ三帛ハ諸候ノ世子執纁 公ノ孤ハ執玄ヲ 附庸君ハ執黄ヲ云 礼文ノ重(ヲモキ)者ナリ 非玉帛而無以将(モテナフ)之ヲ 遂(ツイニ)玉帛ヲ鳥レス礼ヲト云ハゞ彼ノ礼ト云祀ト云但玉帛ヲモ云ハシヤ下略

優 ヤハラナ ユタカ ヤサシ スクレヽ

俳諧ノ別名ニテ世情ノ人和ト知ヘキ之

呉天浮橋 日本紀ニ出タリ 十論

解ニクハシ

○猿田彦為兵抄ニクハシ

○天ノ鈿女為兵抄ニクハシ

○八雲御抄哥書ノ為兵抄ニクハシ

○二条冷泉ハ哥ノ道ノ二家

○白馬經ハ蕉門ノ遺経ト称シテ為因平ニ之

俳雅の俳優(マジハリ)とちかく

うるくに難波津の哥ハもと実をもつ

御言の詞こちとも虚をおもって万象をほし

てそとてまするそ俳諧乃名をちて集にとし

まりて世をおもむ一躰とをおもいろを

俳諧と誹諧とに音訓の論ありて八雲御抄

まもし二条をなもえ冷泉の哥の作者て

世風新たなりをよしましてまたそ

こと新旧の差別あれハ芭蕉家の書法まさ

人論の俳諧ニ事へしと白馬に家訓の

司馬遷(シバセン)が史記あり
ま大極の事をとり
ゆ處ハ変化して
それぞれくへにれ
もととし新氏あり
これハ縦横の機変
○機変ハ変化ナリ カハリカハル
係化をやうにけて
ちハや好機始
くく行葉落往冊
禅たうけ法さい
もとよく猿園義
変化ナリ

伯子男五等ノ諸候所執ノ三帛ハ
信圭等ノ五ヲ云
無(モトヨリ)鳥(シチスフ)礼ヲ玉帛ヲ假(カリ)テ
云但玉帛ヲシモ云ハンヤ下略

らし是よりハ八雲乃
実残つくハし
ふ万葉ありまし
名さ玄々集にしるし
卿とさいちぬ作を
論ありて八雲抄
泉の前能達て
しまして法式
蕉家の書法ありて
白鳥くし家の

○八雲素盞烏ノ尊の作の哥に「八雲立出雲八重垣妻ごめに八重垣つくるその八重垣を」王仁の難波の帝を祝ひ奉りて「難波津に咲くや此花冬ごもり今を春べと咲くや此花」采女の奈良帝に献れ奉りて「浅香山影さへ見ゆる山の井の浅き心を我が思はなくに」此三首ハ古今集の序詞にて[illegible]章にハ歌の[illegible]章にハ虚実を述ぶる文章の[illegible]を見るべし

動ノ[illegible]詞(コトハ)云イ廢(ハイ)(ヤブル)ヲ急(イソグ)詞(コトハ)ト云フ

○山崎宗鑑
荒木田氏成ノ連歌師ニ

○貞徳貞室
日記

一僧ありけり文明の比なりし
山城の宗祇法師と世に聞ゆる
しの守武（モリタケ）登（ヒウイツ）一と聞しを学びて貞室
ありけるを聞ぬ貞室ありけるを京辺の名所の
く山ゝ祇法の言葉を借しに渭川の
ちなるを世に言葉心の花を添し
ちなるを世に言葉心の花を添し
今の風雅の根さしとやいとむ世のち雅俗
入宗因ハ武蔵小檀林の額うちて祇法の渥（ヨキ）実ハ
祇法ハ京ハ耳小言葉のおもしろきを聞る
海棠のさこしミをもつれを見ると

○宗因俳人
名負ニ貴ま
檀林の額ハ
花と名宗因の義
世よ使くしこれ矣略云

○檀林ノ額

渥（ヨキ）見（ミツ）

グドグドニハリクトキコトヲ云

法ナシ
を師ありし

○唐虞ノ先
治平教ノ
△唐虞ハ堯
舜ノ代ヲ指
テ云ヘシ

○菅家
法然

神社考天神ノ賛ニ
夢中奇幽ノ四軸
間ニ掛ル梅老一枝ヲ則
指シテ父ニ云ル佛鑑
禅ニ△明義教ニ法
然ノ夢中ニ金色ノ
僧アリ云ル大倉
ノ善導和尚ナリ
汝正路ノ化導退
転スカラスト
解ニ曰此夢ハ夢
中ニ漢土ノ法ヲ

法ナシ
を師ありし

この比の祇法と
奇ようこ連歌ちゝ
祇法の法ようれ
師なし

の先ようとして
を聞ち和漢の一新
法を言ふく世
のいと善ようと
て佛法の禅を

ゝ一座の河真ようし
祇法の心を伝ふ
ふ祇法ちを言ちを唐虞
齊楚の法ふいつゝ
ぬ況やちを言ふを
ゝ教ゝ世ゝハ清和
うて菅丞相の梅ゝみ
法ひしゝを法

●秋氏ニ達テアリトハ釈迦ノ子ニ達テアリト云事ナリ
タトヘハ信ノ苗字ト同フシテ未世ノ諸宗ノ僧モ都ト釈迦之
法ヲツグ故ニ釈氏ト云シ●経論ヲヤブルトハ諸経ノ字論
等ニヲヨハズト云事ニシテ経論ヲイマシムルト云心

傳（モヒ）ニ複翁古池ノ蛙ニ自己同悟セトナリ

工人の業のしるべき業（ゼン）寿（トウ）の法をさつる法

しらんと蛙の蛙より自己の服装をきて

俳諧の正名をとりけつ（ジ）（ジ）（ジ）（ジ）

法さと自悟しも自洗（ミヤウ）ともつさや世ふふ

俳諧ふさ為（ミフロフ）（サトル）俳諧（ミフロフ）（アキラカ）

とふ為

傳曰世一所を俳諧の指さす（ヤウ）ものとし儒

佛老のこれらの差百別の波（ナミメ）あれども

帰とする所八塵寰の二ふふ今や俳諧の一

為ともて塵寰をあつふ（カハリ）仲さくこふ媒

の一字ま十徳をはくして世法ま時異

二字あるものを伝ふ俳諧と誹

諧の字徳を集とし敷（ハド）尾反して俳

諧とよむ（ハド）世類をさして故実

の法とい（ハ）ものとし反して俳諧と誹

ものく徳をへうとい（ハ）

馬の字二法よりのとしからを宴代品為ふ

やはもく故為を伝説のまはまとしく

こもを桃花の堂（ムモヒキ）為ものとし

をもつとき法の本誹ま俳諧をまるひて

煙（ムモヒキ）ま書かして朱点加へしつも二冊ま

こを為を宮文の中に伝ものを連歌の設式

誹敷尾反音斐

俳諧敷尾反音牌

○故実為事物ノ古ハ

伊賀ノ志生　為事物ニ

故翁ハ伊賀の城を為宮家ま仕テ

雅名ハ金作とよるよし伊賀に

四姓アリテ桃地堂の中ノ松尾

氏ちうとむしの俳諧の為

宗房とい為宮家の後ハ

桃姓のひきちう桃青とも

とりまるハ梅ま為ものを

ちうとも

○俳諧ノ二字

俳　歩（ヘイ）（ヤウ）反音牌　注ニ俳優ハ雑戯也トイヒテ（マジハリ）

メハフルト訓ス

諧（カイ）ハ和ナリ合ナリト注シテ

ヤハラクトカナフトモ訓ス

○三道為事物ニ委シ

○俳諧ノ志

○俳諧ノ二字

○俳式ヲ為ス

彩ふひとり

季吟述ル

○孔子三千人ノ作論語
文子要ノ不学而而何ノ
常ノ師トスル之有ノ或曰三
人行ハ必ス有我師要

○天禀ノ一道 孔子教
ムル〻より儒佛の大乗も
秘密ハ道家の仙教ト
孔子の教ハ七人の作あり道祖
ハ老子の教を実ト
孔子の教を虚実の全るん況や
をさひ〻ハ菩提流支の他
受用より也世ハ三乗の大から
今こゝ〻りされハ一乗の祖とする
人ハ智慧ハ其作ハ
佛の授記ありとゝ
霧ハ老彭ハ比丘とゝ
ハ家〻の能人あり代ハ今の俳諧ハ其乗ハ大極の先より作ル事法ハ史言ハ

ユウ ソウ
遊叟より作ら
ヒロ ヲキナ
広を加ふ或ハ一百人一首の秘伝ハ
其の序作ハ
の作ハ
ようなく法と
しくて
ハ
とつ

俳諧〜俳諧
ちゝ〻天
雲雀の八
あ〻ひと

詩文ハ〻て言偏と人偏とにちゝそ彩回の弐をうちたち
遊云奇妙ナル事ヲ云

禀 俗字 ヒン ウケル

○雲雀 上林賦ニ
吞若キ雲雀ノ有ハ九ヲ
其餘ノ胸中曾テ不蔕
蔕 注ニ胸中極廣ナ
又文の花とゝ

○孔子三十人ノ師論語ニ
支子要ノ道学而示何ノ
常ノ師トスヲ之有ン或曰三
人行ケバ必ズ有我師ヲ

○天禀ノ一道 法華経ニ
ハ[illegible]ヨリ儒佛ノ大乗モ
教ヲハ過去ノ諸佛ノ所ト
孔子ハ現在ノ七人ノ所ト過現
ハルそれに虚実の分ゝん況や
孔子の座を実ゝして爰に因云
をもさいなひ〳〵ハ菱泉法華の他
受用ヨリも百世ノ主ノ大カウ
ゝゝなりされハ一乗の祖とする
人ハ智慧ハ其所よりまさりたれと
儒門佛の授記ありとゝひ
霧ヨ老彭ヨ比モとゝ[illegible]ハ家〳〵の祖人なり代設ヨ今の俳諧ヨ真実ハ文極の先ヨリ伝ヘ来ル法ハ史記を

論文ヨリて言偏と人偏とにちゝそ彩回の弐をうちたる強の一字ヨ十論を都夜ヨ
○論云 奇妙ナル事ヲ云

禀 俗字 稟

○雲夏 上林賦ニ
吞若キ雲夏ノ者八九ヲ
其餘ノ胸中曾テ不芥
蔕 注ニ胸中極廣ナリ
又文の花とゝ[illegible]ヨリ

俳諧〳〵俳諧〳〵ヨリあめくく新羅の文をと
ちらく天禀の一ヲを建立せ〳〵ヨ視ル
雲夏の八九と記ヨ〳〵ヨ和漢の一ヲを
あゝとひくヲるヲ章自ヲの論と爰
〳〵ヨ中古の俳諧師ヨあり〳〵
文のこヲ指〳〵ヨ出ヲる貞宝ヲ称名セ
〳〵と白ハ爰ヲの世ヨ蟹ヲ
見ヲくゝヨ付ヲるものゝ心
いさのれ法師の新ヲ新ヲ
御やひ二句の姿情ヲ爰ヲの俳諧の根さ
とゝつら家ヨ風雅の新ヲ新ヲ

貞宝

黄帝
太昊ノ
ノ瑞ア
今テコレヲ

爲
○毘婆尸佛
迦葉佛
右七佛
燃燈仏ハ
佛

孔子謂
其
聖人無
孔子曰
孔子家語
又曰
左傳
學
養

頭書ニ朱ヲ
以テ
孔子ヨリ七人
学ビ
武ノ深川
ムシノ音
ニシテ見
ルヲ
ヲ寄ス
ヲ
ヲ
ヲ
ヲ
ヲ法八史記ヲ

黄帝ノ長子少昊玄囂ノ事ナリ天下ヲ継テ能
太昊ノ政ヲ修メシユヘ少昊ト名ツク都ニ曲阜ニ立鳳鳥
ノ瑞アルヲ以鳥ニテ官ヲ名ヅク祝鳩氏雎鳩氏ノ類コレナリ
今コレヲ略ス　ソノカミ少昊氏鳥ノ名ヲカタトリテ百官ノ名ト
○センヲ尊ヲ孔子コレヲ學郯子ニ　○昊ハ皞ナリ

貞宝

爲辯板過去七佛
○毘婆尸佛　尸棄仏　毘舎浮仏　拘留孫仏　倶那含牟尼仏
迦葉佛　釈迦牟尼佛
右七佛神呪経ニ名義集ニ出
燃燈佛
燃燈仏ハ過去ノ七仏以前ノ佛也七仏以前ノ仏三佛有リ
佛　威音王佛　燃燈佛

孔子謂七人之師者韓子師ノ説也　韓退之
其文曰
聖人無常師　萇弘　師襄　老聃　郯子之徒其賢不及孔子
孔子曰三人行則必有我師
孔子家語曰老聃博古知今通礼樂之原明道德之歸則吾師也
又曰萇弘樂之師也　史記孔子世家曰學鼓琴師襄子
左傳魯昭公十七年郯子來朝昭公宴之
學之郯子　論語曰三人見行義善悪師　迷而扁詳有此事
萇弘ノ師襄　老聃　郯子　三人師

[illegible]

第二 佛語

世を佛語のたとへ言葉（ふ虛實の自生の世間の理屈をよくそなれく風雅の名理をあらはす）いと深き佛語の寛活（クハツ）なるこゝろをしらず、粗言綺語（キヤウゲン）の間（クワン）よりをあらはすもの（コトハ イヒドリ カタチ）の言葉の機を字と知り

○風雅ノ道理 治年抄委シ

○粗言綺語 綺ハ側ノ語ハ辭。イフ心ハ事ノ道理ニ各ケテ爲綺語ニ

実ノ詞中ニテ實ナキヲ云

○寛活 ノビラク太ロキノ人ヲ云

○莊子天遊

莊子の道遥遊に帝逸の贊詞あり。遊ハ者心ニ有テ天遊トそなされハそなる天遊とハ寂然不動の先をいへハ仁義も理屈もなく無公義ニ白也十論の四白ある也。儒佛の表表をもちゐ老莊ハ三化をもちゐて三教の間の糸口をつたへ濟度ぶん義を分ち三教の要とする。則謂之天遊ト

○一字源ハ東萃坊所述全部三卷ニ爲ル佛玄ニト云名目出リ

○中庸之德道ハ中庸ヲ爲至リ末ニ記ス

○莫白を云ふ人とハ莫毛も白きもひとつのまぶ者人を云

○心すの天遊

莊子の遥遊に帝逸の贊詞あり。遊ハ者心ニ有テ天遊トそなされハそなる天遊とハ寂然不動の先をいへハ仁義も理屈もなく無公義ニ白也十論の四白ある也。儒佛の表表をもちゐ老莊ハ三化をもちゐて三教の間の糸口をつたへ濟度ぶん義を分ち三教の要とする。則謂之天遊ト

○一字源ハ東萃坊所述全部三卷ニ爲ル佛玄ニト云名目出リ

○中庸之德道ハ中庸ヲ爲至リ末ニ記ス

[illegible]

○三條ノ法
第一世情人和
第二ゟかしミ
第三さミしミ

○千重ノ羅ハ仏経ニ
思哀ヲ羅綺千重
思食百味具足ス

○八珠ノ菓　文選
大宝蔵ニ四ツ
八珠旅菊ニ所食ワ
不遍適口ニ

○一瓢ノ飲　論語
十論解ニクハシ

俳諧之詩歌
解ニ云俳ノ名ハ始テ
史論ニ出テ俳諧
ノ家ノ公言ト云ハシ
誠ニ風雅ハ虚実

大名一ニ虚ニ実の先後よ家銘とけしつるを俳諧
ニ拙れる仲人と志るへし　扨又法ニ三條あり
世情の人ハ和して五倫の常法よしておもし
ころハ俳諧の名を知るへくかいしきハ風雅
旅と志るへし人よしさニを志る時ハ身よ
千重の羅綾をかさぬるとも薄一枚のさひをこれ
みせと人ハ世情の書我知る共言ハ耳を
まそ見て八珠草肴をたしなむとも一瓢の飲のたのしミ
あそこらしむる俳諧自在の人とへし　徳ハ我知
乃俳諧ハ宗撰をたてゝ守成まなひて俳諧
の綱ニてひ添まの生れても俳諧の人とへしつ

ノ語ナ六儒仏ノ法
ニモ連哥アリ俳諧
アリ増シテ詩哥ニ
於テヤ然レハ連哥
ハ文ニシテ俳諧ハ
文武ヲ兼タリト
云ヘシ但詩経ト万
葉トノ對ハ是ヲ
意對ノ文ト云ナリ

○比興ハ云義ノ
内く

○杜陵ハ義アリ
得律詩ノ妙
世ニ詩聖ト云

○手尔遠波
未勅ニアリハシ

人かし世情の書ニ俳諧よ云ふへし
ハそろすゝめとい[illegible]
秘文とさた[illegible]
むかしの俳[illegible]作りし
いろはとゝもに家よありへハ代々乃撰集よせ風
躰の名称なきほとニ俳諧の詞の此舟をまもりて
俳諧の人乃風雅　口傳　を作へきにやゝてや俳諧
俳諧詩ニ云詩よ杜陵あれハ爵ニ西行ありて
也乃姿情をよくあはまつしおもしろ雅言を
俗語と我志れ新ハ例よ虚実の自在よい例の
おかしく例の生まれにし風雅ニ手尔遊波の

[illegible]

○三傳ノ法
第一世俗人和
第二ものしり
第三ささめごと

大乃至虚実の先後を俳諧
と称する仲人とちうこ
世情の人和を夫婦の事
さい俳諧の名を知る
思ふ羅漢仏経に
千重の羅漢をもとうる
○八珠ノ菓文選
大宝令に四籠に
八珠於菓に所食ノ
又過遒に
○一瓢ノ飲論語
十論解ニアハシ
俳諧之詩歌
解ニ云此名八始テ
十論ニ出テ俳諧
ノ家ノ公言トスハシ
誠ニ風雅ノ虚実

ノ詩ナハ儒仏法
ニモ連歌アリ俳諧
アリ増シテ詩歌ニ
於ヲヤ俗ノ連歌
ハ文ニシテ俳諧ハ
文武ヲ兼タリト
云ヘシ但詩經ト万
葉トノ對ハ是ヲ
意對ノ文トスヘキ
○比奥ハ云義ノ
内ヘ

○杜陵ハ杜ヲ
得律詩女嫩
世ニ詩聖ト云
○ふるを彼
ちちのみ
ハシ

○一瓢ノ飲論語ニ子曰賢哉回也一簞之飯一瓢ノ飲陋巷者ニテ志ヲ移ス
四ツ[illegible]ニテ事

○一瓢ノ飲（論語子曰賢哉回也一簞ノ食一瓢飲在リ陋巷ニ人ハ不堪其ノ憂ニ回也不改其ノ樂ヲ賢哉回也）解ニ云顔子ヲ至極嘆美ノ語ナリ簞ハ竹ニテ組メル髪巻ニ瓢ハ小瓢（瓠ノ類）陋巷ハ在郷里ノワヅカニ人通ル如キノ細路ヲ云凡ソ人貧ニハ必學道ヲ者ヨテ志ヲ移ス回ハ一簞ノ食一瓢ノ飲居所ハ陋巷ノ中ニ他人ハ憂ニ難堪ニ回ハ不改ニテ事トモセス我胸中ノマコトノ樂ヲ改メカ易ルコトナシト也下略

○名人ノ場
遺稿ノ表作ハ
西行の富士の哥ハ
[illegible]
他作ハ[illegible]
名人の場とハ同ハ
[illegible]
[illegible]

○虚誕
誕ハ詞ノ放也
虚誕ト俳諧師ノ
我ヨシト峠ヲ養リ
[illegible]
○阜嶺 拔群ノ
モスグレタ
[illegible]
儒佛ノ因源
為矣拔ヘカハシ
○冥府ハ
陰トナリ冥子トナル不思義ヲ云

○頓漸
四教儀ニ頓漸
秘密不定ノ
四法ハ佛経ノ上
ノ次ヲナリ為
矣拔ヘカハシ
儒書ニハ温厚
ノ二法ト見ルハシ

○其代
古人の居た形代ハ
[illegible]
人の代とありて花
をめでるとう[illegible]
とうり

頓漸
頓經ハ早クスメテ佛法ニ入ル事ヲ云 漸經ハ遠廻シニ説テ仏道ニ入ルヲ云

○陶淵明
○道遥ハ捷事ニ
示樂ヘ
タトヘハ鳥ノ羽ヲノシテ空ニ翔ルト

○人磨石品ノ人
柿本氏持統文武ノ朝人獨歩和尚ニ天平九三月大ノ卒ス
○花実自生
為ヲ初ノ人ハシ
○孔門十哲ニタトフ
德行ハ顔回閔騫
伯牛仲弓言語ハ
宰我子貢政事ハ
冉有季路文學ハ
子游子夏
○十知ノ人日知二実ハ
論語公冶長ヨリ出ツ
〇子謂ヲ子貢ニ曰女ト與回ト也孰カ愈ト對テ曰賜ハ也何ノ敢テ望ン回ヲ回也聞一以知十ト賜ハ也聞一以知二ト子ノ曰ク弗シ如カ也吾ミ與ト女ト弗ト如ス也
○佛頂和尚ハ
深川隆川寺ノ
住菊禅寺ノ
師ノ人ナリ和尚ノ在世ハ天和貞享ノ頃ナリ 横ニ盤珪禅師ヲ云ヒ佛頂和尚ト云天下三竜虎ノ名知識ノ

○我身功
狸ノ尾ノ遺稿ニ三性圖トシテ和尚ハ赤白黄ノ三人ノ像アリ長五尺巾ノ許ハ六ヨリテ賛ハ先師ノ筆ナリ今ノ三幅ノ圖ノ類ナリ〇為兵部ニハシ
○幻住庵
石寺
○奥ノ細道
奥羽三越ノ紀行
又章数ノ
○杜律幻
杜陵カ律詩
○岑参集
書ニ
○玉帛論語ニ
孔ト云ヒ礼ト云玉帛ヲ云ヒ哉
○衣食ノ産業
史ニ不ト意ト衣食ノ産ヲ
○稲葉
○杏花
正月三日千里ニ者ハ
三月要糧ヲ
〇万葉ニ張ヨ
いれ花の匂ひ
とうり
〇公子行ノ詩僧問ス
酒家何ノ処カ有ル
牧童遥ニ指ス杏

稲妻ふさと数人のそろとさよ 芭蕉翁
ちつかねちかてそ海の蛙うみ 信丈艸
蛇の目の何うさとうてまかそん 東花坊

幻住庵の遺稿ニ三性圖トシテ和尚ハ赤白黄ノ三人ノ像アリ長五尺巾ノ許ハ六ヨリテ賛ハ先師ノ筆ナリ今ノ三幅ノ圖ノ類ナリ〇為兵部ニハシ

○幻住庵の遺稿ニ三性圖トシテ和尚ハ赤白黄ノ三人の像あり長五尺巾の許六よりて賛ハ先師の筆なり今の三幅の圖の類なり〇為兵部ニハシ

○我身功

○奥の細道の紀行

又章数の

○杜律幻

杜陵カ律詩

○岑参集ノ

書ニ

○玉帛論語ニ

孔ト云ヒ礼ト云玉帛ヲ云ヒ哉

○衣食の産業

史ニ不ト意ト衣食の産ヲ

○稲葉

○杏花

正月三日千里ニ者ハ

三月要糧ヲ

〇万葉ニ張ヨ

いれ花の匂ひ

とうり

〇公子行の詩僧問ス

酒家何の処カ有ル

牧童遥ニ指ス杏

○人磨石加ノ人
布本氏持統文武ノ
朝人獨歩和尚ニ
天平元三月大日辛ス
○花実自生
為多物ニクハシ
○孔門十哲ニタトフ
德行ハ顏回閔騫
伯牛仲弓言語ハ
宰我子貢政事ハ
冉有季路文學ハ
子游子夏
○十知ノ人日和二字ハ
論語公冶長ヨリ出ツ
○子謂子貢ハ二女ト與
回ト也孰ト愈ト對テ
曰賜ハ也何ノ敢テ望ン
回ヲ回也聞一ヲ以知十ト
賜ハ也聞一ヲ以知二ヲ
子ノ曰然ル如ク也吾モ與
レ女ト不如ト也

佛頂和尚ハ
深川隊川寺ノ
住菊禪師ノ
師ノ心ト和尚ノ在世ハ天和貞享ノ頃ナリ 横ヲ盤珪禪師ニテ 佛頂和尚ト云天下ニ竜虎ノ名知識ノ

を行ふ人ハ多く婦女の性を深くす。されども人磨石加ノ人の言語よりは花実自生なるやうに花実自生なるこの元祖なり。十知の人なり。しかるに十哲の名称を受くる人ハ二十人に二人徒れども人よりは幽遠成ることなく。世法の功を法華に帰し。佛頂和尚の弟子なり。佛頂和尚の禪室まで投子一椀の茶を喫して幽遠なることを得たりしかるに世間の俗人ハ風雅を理ふ

○人磨石加ノ人
布本氏持統文武ノ
朝人獨歩和尚ニ
天平元三月大日辛ス
○花実自生
為多物ニクハシ
○孔門十哲ニタトフ
德行ハ顏回閔騫
伯牛仲弓言語ハ
宰我子貢政事ハ
冉有季路文學ハ
子游子夏
○十知ノ人日和二字ハ
論語公冶長ヨリ出ツ
○子謂子貢ハ二女ト與
回ト也孰ト愈ト對テ
曰賜ハ也何ノ敢テ望ン
回ヲ回也聞一ヲ以知十ト
賜ハ也聞一ヲ以知二ヲ
子ノ曰然ル如ク也吾モ與
レ女ト不如ト也

佛頂和尚ハ
深川隊川寺ノ
住菊禪師ノ
師ノ心ト和尚ノ在世ハ天和貞享ノ頃ナリ 横ヲ盤珪禪師ニテ 佛頂和尚ト云天下ニ竜虎ノ名知識ノ

○幻住庵ノ石等
○我身功
狸ヲ庵ノ遺稿ニ三性圖トシテ和尚ハ奈和ノ中ニ三人ノ像アリ 長五尺井ノ許ハ六ヨリ貧ハ先師ノ筆ナリ今ノ三頻ノ圖ノ類ナリ 為矣物ニクハシ

稲妻ホさヒて数人の光りとさす 芭蕉翁
ちつかねちかして海ハ蛙うみ 信丈艸
蚍の月の何うさとうてまかそん 東花坊

○臭ノ細道菊ノ
臭和三蔵ノ紀行
又草敷百
○杜律 幻
杜陵カ律詩ヲ
○山家集寺
書ヲ
○玉帛論語ニ
礼ヲ云礼ヲ云玉帛ヲ
云ヲ哉
○衣食ノ産畧
史ニ不ト意ト衣
食ノ産ヲ

臭ノ細道菊ノ
臭和三蔵ノ紀行
又草敷百
○杜律 幻
杜陵カ律詩ヲ
○山家集寺
書ヲ
○玉帛論語ニ
礼ヲ云礼ヲ云玉帛ヲ
云ヲ哉
○衣食ノ産畧
史ニ不ト意ト衣
食ノ産ヲ

○幻住庵ノ石等
○我身功

しるべして奥の細道をたどる。湘南の幻住庵は山居の名を借りて杜律の五言を拾ひ、山家集成りて貧用を省く。小ものの玉帛の礼も略し、衣食の産畧を略す。

○杜律
杜子美ニ酒千里一者ハ
三月裏糧ヲ
○万葉ニ旅ノ
ハ旅ノ
とうり
○公子行 詩僧同ス
酒家何如ノ如カ直
牧童遥指杏

○杜律
杜子美ニ酒千里一者ハ
三月裏糧ヲ
○万葉ニ旅ノ
ハ旅ノ
とうり
○公子行 詩僧同ス
酒家何如ノ如カ直
牧童遥指杏

○酒屋
酒ハ人ヲ
酒ハ人ヲ

玉帛 論語ニ
注ニ敬ヲ而將之
其本而專ラ本

猫妻小さヒ〻殺人のそろとさよ　芭蕉翁
えつかねちかゝて浪ふ蛙うな　信丈州
蛇の目の何うさとうてまかそん　東花坊

天下三竜虎ノ名知識ヒ

○波唐
波ハうもき物丸さる長
唐ハ口あまづき物云

王帛　論語ニ禮ト云フ禮ト云フ玉帛ヲシモ云ヘリ乎哉樂ト云ヒ樂ト云フ鐘鼓ヲシモ云ヘリ乎哉
注ニ敬ヲ而將之ヲ以玉帛ヲ則爲禮ト和ヲ而發之ヲ以鐘鼓ヲ則爲樂ト遺ニ
其本ヲ而專ラ事ヲ其末ヲ則豈禮樂之謂ヒン哉

老ノ村ノ解ニ曰
此一章ハ遠近貴賤の別なく人もこれを愛し敬する事を
隠家ヲ慕テ王
帛ヲ捧ケ衣食ヲ
供スル心ニ負人
困ヲ楽ミナカラ
其身ハ安食ニ
ヲカラストナリ

天下は一胞なり
宮殿の美花なるもし世間の人秋の塵より
きらいて高座のたつきをよろこばしたる
世界は栽蔵
向上の一路をあるべし

人を海るとく俳諧を老婆心
くるべきを秘家の遺金やうあるの人
のうるはしく俳諧を家の遺金
子ニ經ヲ云ヘ

可酒肆娼房ハ酒ヲ呑ミ女ニ戯ヲ云

○論ヲ云

人間ノ極所
為余ハ知ラズハシ

○大極
周易ニ謂天地未分ル之前
元気混沌ノ為ヲ一下略
又朱子ノ曰象数未彰而
其理ハ已ニ具ル心之精

為を洞を友達おのおのよりあるひは
老を世の人よりしつるを生ける俳諧
のこゝろをしるべし
人和をいつるや海や世界の論説
うるの人のうるへくして
世人のこれを金言を世よりつゝ物語
と為をいはゝ中ハ人ハ
はし先ゝ世界を地ありとも
傳曰今ハ俳諧の一道ハ大極の一氣の動
世のうる物を廣の実の言あるるの或ハ
神農の姿を学ん　或ハ黄帝代情

○神農黄帝

世財ハ若ハ稲田鍬の事
を作りて農業の始をなす
神農ハ例の赤の葉の衣を
ぬぎ黄帝
常に衣冠たしなみ圖
理倫ホ事を作せる事圖
と虚実の絶文と知べし

○頌捶ハ早ク道ノアキラカナル事ヲ云

○中庸ノ法

不偏之ヲ謂中ト不易之ヲ
謂庸ト中ハ天下ノ正道
庸ハ天下定理

△私ニ道ハ以中庸ヲ爲至リト賢智ノ之過雖若勝愚不肖ノ不及ハ然ル

其失中ヲ則一ツナリ也

○六義風賦比興雅頌

△和歌ノ六義風ハ副歌ト訓ス雅ハ荅言寄ト訓ス頌ハ祝寄ト訓ス賦ハ筆寄ト訓ス比ハ準寄ト訓ス興ハ喩寄ト訓ス

朱氏語録ニ以テ風雅頌ヲ爲ニ三經ト以テ賦比興ヲ爲ニ三緯ト曰風ハ是庶民所作雅ハ是朝廷之詩ナリ解ニ曰風ト雅ト虚実二ツ連寄ト俳諧差別ナリ

△又為弁抄ニ六義ハ詩經ノ詩ニアリテ風ハ民間ノ謠ヲイヒ雅ハ朝廷ノ品ヲイヒ頌ハ君王ノ徳ヲイフ風雅頌ヲ經トナシ賦比興ヲ緯トナセル六種ノ差別ハ為抄ニ略也シカルニ我家ノ六義ト云フハ風ハ虚也雅ハ実也頌ハ万物ノ

○摸若ハカ若ノコトナリ

讃ナカラ文ノ虚実ハ俳諧
ノ常也賦ハ服着ノ姿態ヲ
ノフレハ比ハ彼ヲモテ是ニ比シ
興ハ是ヲモテ彼ヲ興ス
其故ハ喩ノ有無ニシテ自他
ノ趣ノ差別ヲシルヘシトソ右ハ
白馬ノ略文ニシテ詩家ニハ
虚実ノ沙汰ナケレハ風雅ノ
一字ヲ口惜トハイフヘルヘシ
今古今和歌ニ用ル六義和訓
風ハ風言ト訓ス諭言トモ訓スヘキヤ
雅ハ正言ト訓ス公言トモ訓スヘキヤ
頌ハ祝言ト訓ス。賦ハ箕言ト訓ス
比ハ准言ト訓ス。興ハ誘言ト訓ス
○三十九年「伯玉曰五十ニシテ而知ル四十九年ノ非ヲ」白馬ニ四十雀ノ
發句ヲ挙タるもの名のあそりしも
去年ハ四十花此年ハ祖公翁ノ初也(?)
ノ秋ト知ルヘキナリ
○投子一碗ノ茶ニ世界有リト云
紫頭甚茶ヲ出ヲけて行レ
ソ家ニ在リト来フ是ヲ示ニ

て恩愛乃闇ニ石ハ或ハ或ニ五禪(?)虚
了いおちく慳貪(ケンドン)の火ニ家を(?)
竟い道理と理屈とのひいきして皆只ハ
虚実乃三句目なる事や、さる(?)の様の貌(?)
落つても例ニ三句目乃くらしかれハ言(?)続
の理屈をもかしもむとく松風羅月の外ハ法(?)
くらて其ま(?)面工の附合ニあれへし
人々や投子一碗の茶ニ俳諧を定(?)め年ある
をとニ三十九年の非をさとりてニ茶ニ成(?)
けれハろを
稽山章在ニ投子會下ニ參ニ紫頭投子一

〈三〉
ツツて理屈ニ理屈ノ手業ニ
ベキヲ一碗ノ茶ト投子ハ
年有三句目ノ変化トスヘシ
是皆句ノ心ニ第三ノ句作ト知ル

澆(ハツ・チル)却(キヤク)カヘツテトギル

遮(シヤ)裡(リ)許(コ) コヽト云事也

没滋味(モツジミ) 味ナキ事ヘ味ヲ付ケル心
タトヘハ糊ト夏(?)トヲ分カチテ
味ヲ付ル心

日與紫茶乃曰木沙羅万象揔在遮裡許ニ
紫頭澆却茶曰木沙羅万象在什ノ処ニ
投子曰可惜一碗茶
「天んよ投子の茶を點して茶碗の中に
世界あり只ハ染おうく清さひしくを
辯も新しき露なる不業にしまさ力味つ
こさた没滋味の処ニ味成ニあて茶を打わ華(?)
てつこまあると、例ニ理屈の名様なるを
打ても三句目の理ニ至るハ世ニ理ニ理屈
是のいさらひよして果ハ山法師の擲合
むようん為に投子を年生空笑ハきわつ(?)

茶一盞飲ムトモ満ヲ分ルの道理ヲ
と教ルことに例す茶中の力を始くこそ
うと年話の耳ふまちこそ誰う世地ヲ佛法
をあらて明者の言葉なあるへきやうこそ
しや佛法なりともかくも世情のほこあ
まく理屈ア理屈を[illegible]なハ国を
とるなほしし所をもしてむ家弟を
の一方ないして佛法の品といふも
世をや世名を世ヲすおこなはしむ廛事の間
乃糸師を法ひて諫言爭子乃喻ひ少
年の死地ヲ投国ヒ[illegible]十年を法地ヲ

○弟中ノ力ヲ弁ヲ
りハシ　ヰ三宋ハ儒門ニ云ヲ時ハ
和中ノ節トイヒ或ハ温中ノ
厲トイハム言中ノ省モ其ハ
意ニシテスベテハ言語ノ
表裏トシルベシ

○作資老子紀ニ芸人ハ
不芸人ノ作不芸人ハ
芸人ノ資ナリ
移ニ世作迹ト寸子トヲ指シテ
作資ト用ハハ此故ナリ

死地活地トハ地ノ死活ヲ云ル事ニ

○諫臣爭子前ニ記ス

耳目ヲ[illegible]しめて致知格物の眼目とす
[illegible]ひしめて大学ハ一部ヲ[illegible]
[illegible]や世情の決[illegible]
[illegible]して法ヲ[illegible]の中の
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

○致知格物
大学ニ致知ヲ在格物ヲ
解ニ例ノ平生ヲ失ハス今日
ノ人支ヲ設ル時ハ世情ノ
道理ニ通達シテ治国斉
家ノ一助ナラントナリ

○自馬ノ三德
智仁勇ヲ
再注ニ為ル
抑ニ[illegible]

第三 佛諸德

佛法の法といふも通理ニ理ハ人理

○天理人理
荘子ニ牛馬ニ四足アル是ヲ謂フ天ト落馬首ニ穿ツ牛鼻ヲ是ヲ謂フ人ト

○張良漢書ニ賛ニ張子房ハ智勇ヲ以テ其形ヲスサマシカラン思シニ布ヲ如婦人女ノ

○頓挫ハ早ク道ノアキラカナルヲ云

○詩学連句

為兼卿ニクハシ

○楷ニ爽ハ爽ニテ爽化ナリ

○氷水
紫朱

荀子ニ学ハ不可已ム青ハ出テ於藍ヨリ青シ於藍ヨリモ氷ハ出テ於水ヨリ寒シ

旅ヨリ云ク論語ニ悪ム紫ノ之大集ヲ朱ヲ説ニ孔子曰天下ノ理有正有邪然モ邪ハ多ニ勝正ニ如色ノ以朱ヲ為正ト自紫色ヲ出ル其艶ヲ

治ニ目ヲマバユクハスニ足レルヲ以テ人ツイニ朱ハ紫ニ不及ト思ヒカ故ニ此糸ヲ所悪ハ其能ク奪朱ヲガ為ナリ下略

朱ハ南方火色赤ノ正色
合テ赤黒ヲ成紫ト北方ノ間色

○言語ノ変為兵扶ニハシ

○不肖君父ニ
論語事ニ父母ニ
幾ダミモ諫ム見ニ
志不従ヲ又敬テ
不違ハ労ヲ而不
怨ニ

「説ニ云子ノ父母ニ
事ルコト平生顔色
ヲヨロコバシテ親ノ
心ニ應ズル様ニ順フ
ノミナラズ親ノ
過アル時ハ必ヤワラ
諫ヲナシ言モ顔
色モヤハラカニシテ
親ノ我ガ諫ニ反
カヘリテ顔ズシ
若シ親ノ志ヲ諫
同心ナキ底ヲ
見テハサテハ親ノ心ニ當ル心ニヨリテ又常ヨリモ敬テ親ニ不違ヤウニシテ又微諫ノ宜キ時ハシヅカニ云出シ
諫ムベシ若シ再三諫ルヲ怒テ打チ叱キ身ヨリ血ヲ流スト程ニナルトモ怨ルナク又敬ヲツクシテ孝ヲツクシテ親ノ
門ヲ去ザルナキニ同ジ玉ハシヲヲ須フハ孝子ノ道ナリトソ

○滑稽人

○楚優孟

荘王ノ時ニ優孟ガ
対孫叔敖ガ子ヲ作
樵ノ苦ヲ曰楚相
孫叔敖持廉ヲ
至死ニ乏シ妻
子困窮ス願新ヲ
食ヲ不ハト足為於ラ
是ニ二世ハ子ヲ封ス

○秦優旃

四百ヤ

○秦ノ二世皇帝咸陽
城ニ苑ヲシヌラント
ノメマフヲ止ム

○齊ノ淳于髡

○昔シ齊王淳于髡
ヲ使トシ楚王ニ
ヲケンズ水上ヲ過ル
時ニ淳ノ渭ル未ダ
龍ヨリ出テ鵠ヲ
市ヲセシヲ楚王ニ
ミエテツブサニ語
鵠アリシヨリ首尾ヲトナフ

○不肖君父ニ
論語事ニ父母
幾々ミ諫ム見ニ
志ノ不従フ又敬テ
不違ハ労メ而不
怨ミ

説云子ノ父母ニ
事ルコト平生顔色
ヲヨロコバシテ親ノ
心ニ應ズル様ニ順フ
ノミナラズ親ノ
過アル時ハ必ヤワラ
諫ヲナシ言モ顔
色モヤハラカニシテ
親ノ我ガ諫ニ逆
カハンヲ頻ニシ
若シ親ノ志子ノ諫ニ
同心ナキ底ヲ
見テハサテハ親ノ心ニ當ル事ヲソテ又常ヨリモ敬テ親ニ不違ヤウニシテ又機嫌ノ宜キ時ハミヅカラニ云出シ

諫ムベシ若シ再三諫ルヲ怒テ打チ叩キ身ヨリ血ヲ流ス程ニナルトモ怨ミナク又敬ヲツクシ孝ヲツクシテ親ノ
所ヲヤマヌキニ同ジ玉ハシヲヲ須フハ孝子ノ道ナリトソ

○滑稽人

○楚優孟

荘王ノ時ニ優孟ガ
対孫叔敖ガ子ヲ作
樵ノ苦ヲ曰楚相
孫叔敖持廉ヲ
至死ニ乏シ妻
子困窮ス負薪ヲ
食ヲ不ハト足ラ給ヲ
是ニ優ハ子ノ身ヲ
四百年ニ
○秦優旃

○秦ノ二世皇帝咸陽
城ニ苑ヲシヌラント
ノタマフヲ止ム
○齊ノ淳于髡
○昔シ齊王淳于髡
ヲ使トシ楚王ニ遣
ヲケンズ水上ヲ過ル
時ニ一ノ猪ヲ未ダ
籠ヨリ出シテ遣ヲ
所セシヲ楚王ニ
ミエテツブサニ語
遣アリシヨリ首尾ヲトナフ

楚人詩見ニ
三子何ノ患ニ
木枝ハ金口木舌
身ヲ
賢ヲ飛ル下位ニ

楚ノ荘王ノ時ニ優孟ガ孫叔敖ガ子ヲ作樵ノ苦ヲ曰楚相孫叔敖持廉ヲ至死ニ乏シ妻子困窮ス負薪ヲ食ヲ不足給ヲ是ニ優孟ハ子ノ身ヲ

○秦ノ二世皇帝咸陽城ニ苑ヲシヌラントノタマフヲ止ム

○齊ノ淳于髡

○昔シ齊王淳于髡ヲ使トシ楚王ニ遣ヲケンズ水上ヲ過ル時ニ一ノ猪ヲ未ダ籠ヨリ出シテ遣ヲ所セシヲ楚王ニミエテツブサニ語ル遣アリシヨリ首尾ヲトナフ

ゆまれくとなと能也
理なれハ理ハ虚まゝ
の物か為理をとまけ
くむハ為理民悪するう
ろ時ハ生ちまち
あちれと冰とのこ
理の別ちる非
の両者東と志る也
むうすあの御の義
人をいきゆをもいろ
之悉られハ為理の天

ウニシテ又識輝ノ宜キ時ハミヅカニ云出シ
ナリ又敬ヲツツシミ孝ヲツツシミテ親ノ

やうんまた此理や世
はつくへきて生まへき
た理局よはあられ
そてまくこ桃諧た為理
おりしとこ死あ様
りたる文章ある
えたる不ハ楚の優孟
秦の優旃か滑稽は
猶をまうしこれと
をとまつらん東方朔
い理を法しくして

儀封人請見曰君子之至於斯也吾未嘗不得見也從者見之出曰
二三子何患於喪乎天下之無道也久矣天將以夫子為木鐸
木鐸ハ金口木舌施政教時所振以警衆者也言乱極当治天必将使夫子
得位設教不久失位也竟ハ孔子ヲ木鐸ニストヘテノ心ニ封人ハ封疆ヲツカサドル官之
賢ニシテ隠タル下位ニ者ナリ 二三子ハ孔子ノ弟子ヲ指スナリ 喪ハ失位ヲ去国ヲ云フ

○齊人東方朔
○漢ノ武帝ノ時ヒリカニ飲仙酒ヲ武帝怒テ殺ントス朔カ曰陛下殺ス臣ヲ不死臣死ス酒モ又不驗遂ニ得タリ免ヲ

出典人滑稽ノ元祖ニシテ自己ノ知計ヲ作ニ似タリト平竟ハ諷諫ナリ

○宋玉カ文章ハ多ク楚ノ襄王ニ出ル

○張儀蘇秦兵法ノ人ニ縱秦六國ヲメクリテ合從ノ術トニ張儀ハ秦ニ用ヒラレテ連衡ノハカリコトヲナス

○魏ノ太祖曹操赤壁賦横槊賦詩ス

○十八賢

慧遠劉遺民雷次宗周續之宗炳張野張詮

慧林道生

荷をさらはせ、さかひ、張儀蘇秦ともに
と王家をいさめ歌國をゆるがして文武ともに
ととのへ有なし俳諧をもちひ宋玉の文章
客難賓戯の俳諧をもちひ義國を捨て
利害をさけ、闘秦の間をさらす
齊梁のはやりの両唐の治代の豊なる
の今にのこりて史書を文武
人をうれひ仁義智を
光をかくし曹操ハ詩をあそび四列の
敵成ひ美酒を文をくしてた八賢
の人をふくまもちまもる程天かくこと程の

○機鋒 面白ノ返答スルヲ云

慧永道安丙慧叡
曇順曇宗常道敬
曇詵跋陀四維尊者
那舎尊者ヲ云フ

○宋玉文選ニ文章ヲ楚ノ襄王ニ奏セル屈原カ弟子ナリ

○宋玉カ文ナリ今ハ賓戯ハ班孟堅カ作ナリ何モ俳諧ノ理論ニテ文盛宋ノ鑑ト云シ

○呉運ハ蕃ノ馬参軍ナリ涅槃経ノ譯者

儒門三千徒ヲ云フ

○錄力論語ニ行有餘力則以テ学文

人かうをもひ世間を和あらす
をもひ俳諧をもちひ頓悟の機鋒あり
義のハ錄力論語を学ぶ人を儒仏の万巻
方朔カ文ナリ今ハ賓戯ハ班孟堅
賓戯ハ班孟堅
カ作ナリ何モ俳
諧ノ理論ニテ文
盛宋ノ鑑ト云シ
○呉運ハ蕃ノ馬
参軍ナリ涅槃
経ノ譯者
儒門三千徒
孔門三千ノ徒
ヲ云フ
○錄力論語ニ
行有餘力則
以テ学文

俳諧のいとをもちひて
ことにかなひ
もとく儒門の三千の徒をかつぐ
と雷かさ河を待て前の風流
人萬乃衆をかひ
親仁ノ所ニリハシ

○斉ノ東方朔
○漢ノ武帝ノ時ヒソカニ飲仙酒ヲ武帝怒テ欲誅之朔カ曰陛下殺臣ヲ臣不死臣死スハ酒モ又不験遂ニ得免コヲ
出西人ハ滑稽ノ元祖ニシテ自己ノ知計ヲ作ルニ似タレド畢竟ハ諷諫ナリ
○宋玉カ文章ハ以兵砂ニソハシ
○張儀蘇秦共ニ戰國ノ人ニ蘇秦ハ六國ヲメクリテ合従ノ術ヲトク張儀ハ秦ニ用ヒラレテ連衡ノハカリコトヲナス
●魏ノ太祖曹操赤壁ニ賊ヲ横槊シテ賦詩ス
●十八賢
慧遠 劉遺民 雷次宗 周續之 宗炳 張野 張詮 竺道生 慧永 道昺 慧叡 曇順 曇常 道敬 曇詵 跋陀 佛陀耶舎 耶舎尊者ヲ云フ

荀をこのむれば、さかハ張儀蘇秦がゆうく
も王家をさため、畝関をゆるうけて文武ならふ
ものといふ者なし。けるに宋玉が文章合
容難宝蔵の俳諧をまなびし戰国をはらす
利害をうけ、開秦の聞をさらへして晋宋
漸梁の中より両唐の浮代の盛なる元明
の今にのみなそ史書にも名をもならせし文武
人さらに仏家に慧遠を以て外として風雅の徒
先をいふへこそ曹操が詩にあそひて羅列の
敵をひけ、宗道は文をよくして十八賢
の人よふくまるまゝいに天然なることは理の

○宋玉文選ニ文章多シ楚ノ襄王ニ寵セラル屈原カ弟子ナリ
△言容難ハ東方朔カ文ナリ言宝蔵ハ班孟堅カ作ナリ何モ俳諧ノ理論ニテ文ニ巌宝ノ鑑ト云ヘシ
○呉運ハ晋ノ白馬参軍ナリ涅槃経ノ譯者ニ
△孔門三千ノ徒 儒門三千ノ徒ヲ云フ
○餘力 論語ニ行有ル餘力ニ則以テ学文
汎愛衆親仁ノ所

○機鋒 面白ノ返答スルヲ云

人なるときは世情に和するあらす
をさとし、俳諧をよし、頓挫の機鋒おもひ
武家の餘力にまなひの情を経めんとくある霊といへ
とも宋の孫たる詩に飲とて人のんばいさ
なくるは文章の感仰たるほりやましく
俳諧の門をうまへて云ふ此云ふ事にあらさる人
して文章に遣當をまつ
まことに儒門三千の徒をあつけかつてさる人して
さる餘力にある詩哉の風流にかまゆめ佛家
にも萬乃衆の親にひけかてはしきを智るにさる

閑 三千ノ徒ハ佛家ニハ八萬ノ元 文元ヲ云 是モ百万騎ト云父

○元明ハ元明

○元明ハ元明天皇ノ御代ヲ云

○機鋒 面白ノ返答スルヲ云

儒門ニ三千ノ徒ハ孔子ノ弟子三千人ヲ云
佛家ニハ萬ノ流ハ釈迦ノ弟子ハ多ノ
文流ヲ云ヒモ文ノ紀ニシテ十万騎ヲ
百万騎ト云心ナリ

○三德儒佛神ノ道ヲ云

○多能諸侯ニ吾必付也賤シ故ニ多能ナ部事ニ君子多能或不多也

孔子曰我收時世ニ不用ラレ無位殿キ故ニ行道ノ役ナリ諸藝ノ部類ノ事ニナレテ多能ナリ然ニ君子ノ所重ル何ノ風在殷能ヤ干要ノ重ノ大ヒナル執守ルヲ下別ニアリト也

○故下ノ風狂人ハ礼義モナク。ヤリバナシナ人ヲ云

○敬家ノ密法沿弁抄ニ云ハシ

○鼓舞 易繫辞ニ鼓之舞之以テ尽神 又詞ノ鼓舞ハ詞ニ花ヲ燈ルヲ云

○酒為ト人ハ

大略ノ人ノ酒ノ為ニ似タヒハ般捷ナモ

ヒハ般捷ナモ

人ノ信ムヲ

人ノ信ムヲ

○又曰酒落ハ

俗ニ云ハヒヤレ事云フ云ヘ

長夜ニ久ル酒

ヲ。ハカラヒテ。ヒ。ヒ。ヒ云心ナリ

○三德儒佛神ノ道ヲ云

○多能 諸侯ニ吾此ヲ付ハ也賤シ故ニ多能ナル鄙事ニ君子多能ヲ不多也

孔子曰我收時世ニ不用ラレ無位賤キ故

○行路難 家法ハ家ノ諸藝ノ高妙ノ事ニナレテ多能ナリ然ルニ君子ノ所重ル何ノ風流人ハ在ル歟能ヤ干要ノ重ノ大ヒナル執守ルコト別ニアリト也

○敬下ノ風 狂人ハ礼義モナク ヤリバナシナ人ヲ云

○酒落ハ 大略ノ人ノ所ノ ヒハ級捷ハ

○酒落ハ 俗ニ云ヤレ事云フ云 意ニ入ル事 ヲ成 ヲ

○敬家 家法ハ家ノ

○鼓舞 鼓ハ舞ニ花ヲ 鼓ハ舞ニ花ヲ

○酒落ハ 大略ノ人ノ所ノ ヒハ級捷ハ

○行路難ハ 事ヲ云ヒ又ハ地ナラサル

[illegible]誹諧に[illegible]横変の法なれハ今[illegible]
其[illegible]へさせて今見文章にかなふへし
[illegible]言葉の古雅にして世々の[illegible]多
[illegible]秘事を知りかたき人をおしへ
[illegible]かたき人にあらす世俗に秘家の
して詞の雅俗をとこへす只家々誹諧
雑なりけるを[illegible]理と見分[illegible]
[illegible]して[illegible]理[illegible]の評[illegible]
[illegible]の[illegible]理の動[illegible]
[illegible]を芭蕉下此[illegible]万法放下
[illegible]人なりて[illegible]秘家の誹諧を[illegible]

[illegible]ナル執守ルコト別ニアリト也 △放下ノ風狂人ハ礼義モナク。ヤリバナシナ人ヲ云

之以テ尽ス神ニ 文詞ノ皷舞ハ詞ニ花ヲ餝ルヲ云

[illegible]の一[illegible]して
[illegible]ひ[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]酒[illegible]
破滅に及ひ[illegible]
[illegible]理と理[illegible]の支[illegible]分别と云
[illegible]の[illegible]
[illegible]ハ[illegible]理と理[illegible]
[illegible]三を立[illegible]儒仏両[illegible]の八[illegible]巻
[illegible]荘一家の三百[illegible]
[illegible]の世[illegible]

○行路難ハ「冬ト」ハ人間一生ノ色々ニ変ズル事ヲ云ヒ又道ニ冬トテハ山有リ川有リテ平地ナラザル心ヲ云

はしめ我が国の仁言を世法より
用しかの人とその文を尊ぶあまり
ともすれば倫乱に成りぬ
附句と附句との孔話と云
俳諧なれども一字一點乃ち変化を
用ひる新なり是を世法の俳諧
て世法のごとくにして
論ずる及ばざるごとくにして今日
人世法の大なるごとくにして今日
さるや仏書の應機接物と老荘の。和光同塵

○文倫ノ道
為無為ノ
クハシ

○應機接物
人ヲ教(其人心ニ
應シテ善メタリ
シカツメリスル心)

○陰晴ハ曇
陰シルヲ云

○三経ノ和
仏経ニ如来ハ八万
真智ヲ應機ニ
接物ノ老経ニ和ク
其光ヲ同ジ其塵ニ
湛トシテ有ル

示和光同塵ハ結縁ノ初トアリ

論語流ク愛(廣ク愛シ衆人ヲ已レカ利ヲ求ルコトナリ親近仁人ニ已レカ毎日ノ務ヲ肝要トシ餘カノヒマアル時ハ詩ヲ六藝ノ文ヲ学ヲ云)
餘力則以学文ヲ
も論ずるに
○温厚論語ニ子ハ
温ニシテ而厚ニ威ニシテ
而不猛カラ注ニ
厚ハ嚴肅ナリ也
家乃一節なり
私ニ云孔子御客躰ヲ
見ハ顔色温和ニシテ
和カニ行儀正シフシテ
嚴肅ナル処アリ
威勢アレヒ近付キ
ニリキ底ハナシ已レ
ヨウヤシフシテ
敬アレヒ苦ニナサ
ル底不見ヤスラ
カナルヲ云フ

○治具ハ天下ヲ
治ル道具ト云心

○文武
家語ニ有文事
者必ス有リ武
備一有ル武事者ハ必ス有文備一

ごとくにして愛衆親に
ごとくにして
温厚乃ち
ごとくにして
家乃一節なり
色しの服力
ハ法なるまして
のごとくにして
文をもその
やうにして文武
や文武ハ天下治
具なれども
俳諧の
と式をもつて
をつて法を
うつうつ慎み

迦葉

○閑明

白氏文集三蘭省ノ苍暮錦帳ノ下
庐山ノ雨ノ夜草
庵ノ中ノ宗鏡録ニ
如ク迦葉聞琴ヲ起テ
舞ヒ阿難好ク哥吟
俱ノ余習也合曰僧
傳ニ遠法師ノ弟書招
閑明ヲ曰差ス許ハ飲ヲ
而ル後遠許ス之日聞テ戒酒
鐘ヲ而攢メテ眉ヲ而云ル虚
堂ノ頌ニ迦葉聆琴ヲ起舞ヒ
閑明聞鐘鰍ル眉ヲ

○蘭省の花ハ祇園精舎ニ花ヲ
アイシ久心トアリ祇園精舎竹林
精舎等ハ佛在世ノ天竺ノ五山之内

て我と実なしハ蘭省の花ハ生ることなく
迦葉の琴のわしさを庐山の雨ハ草ものなれ
て閑明の鐘のさびしけを例ス三條の坊ハ
むかし豪才の用ル世法をもて俳諧ハ誹
諧敢の用ル世法をもて人ハ
侍曰ハ一匹の骨鄙にして
所のさうしの世情の温和ハ法をもて
為の大字師にして家
俳諧の内を為とへ
ふるくて立偏の如く親疎ハ利欲
ふ敢ハくらして今の理偏

○誹木諫鼓 淮南子ニ堯ハ置キ
敢諫ノ之鼓ヲ舜ハ立誹謗之
木ヲ注ニ欲ス諫ト者撃ニ其
鼓ヲ書ニ其善否ヲ於表木ニ

堯舜ノ代ハ諫ル事ナキユヘニ諫鼓苔フカフシテ鳥ヲトロカズト云

〈和同禮節〉 論語ニ

○君子ハ和而不同小人ハ同而
不和

○有子ヲ曰禮ノ用ハ和ヲ為貴ト
先王之道モ斯為美ト
小大由之ニ有所不行ハ
和和ヲ而和スル不以ス禮ヲ
節之ヲ亦不可行ハ也

△私ニ云禮ハ敬ヲツカサトリテ
つゝしみつゝしむ是ヲヤハラク
レミハ以和ヲ故ニ禮ノ用ハ和ヲ
為貴シト禮ハ和ヲ以テ
ヤハラケ和ハ禮ヲ以テ
節ス禮和中庸ニ
ヨメルヲ為美ト大
事小事由之文質
ノ道理ニヒトシ

の代人とやしなひ
和ス強弱のカを
家を治ル事を倫理の和同礼節
して彼の一節ハ中庸
る中ハ自馬乃遺訓を
て我をもつ時
きる時ハ人とあるを

迦葉

○渕明

白氏文集ニ蘭省ノ花ノ詩ニ
花ノ時錦帳下
廬山ノ雨ノ夜草
庵ノ中ト宗鏡録ニ
如ク迦葉聞琴ノ起テ
舞ヒ阿難好ニ哥吟
俱ニ以テ余習也ト盲僧
傳ニ遠法師ノ書ニ
渕明ヲ明日若シ許ハ飲ヲ
帰ル性遠許ス之ヲ日聞テ戒酒
鐘ヲ而攢メ眉ヲ而去ル虚
堂ノ頌ニ迦葉聆ヲ笑ヲ起舞ヒ
渕明聞テ鐘鼓ム眉ヲ

廬山ハ唐ノ南康府ノ西北ニ里ニ
有リ周ノ武王ノ時匡裕兄弟七人
庵ヲムスビ隠シ所故名庵山ト

て我と実なりしハ蘭省の花ハ生ずる時ハ
迦葉の琴のおもしろきを聞ては
ず渕明の鐘のさびしきを聞ては
庵の中の夜草
むしろを敷ずして世法をはなれて
ずして哀ずして世法をはなれて

○蘭省の花ハ秘園精舎ニ花ヲ
アイシメル心トアリ秘園精舎行林
精舎等ハ佛在世ノ天竺ノ五山之内

本諫鼓ノ用ヲ人ノ傳ル

侍曰ク一日ニ二度ニ
庭のさうじの世情の温和なるを
みるに我ハこの大字師にして家
他国の内を治ル

○誹木諫鼓 淮南子ニ堯ハ置キ
敢諫ノ之鼓ヲ舜ハ立誹謗之
木ヲ注ニ欲ハ諫ト者ハ擊キ其
鼓ヲ書ハ其善否ヲ於表木ニ

ふるくして立ル偏の知ル親疎ハ利欲
了ハ、おそれ多ク敬ふ人ハ
ふるくして立ル偏の理

代ハ諫ムル事ナキユヘニ諫鼓苔フカフシテ鳥ヲトロカズト云

和同禮節

論語ニ

○君子ハ和而不同小人ハ同而不和

○有子ヲ曰禮ノ用ハ和ヲ爲貴ト先王之道モ斯爲美ト小大由之ニ有所不行ハ和和ヲ而和不以テ禮ヲ節之ヲ亦不可行ハル也

△私ニ云禮ハ敬ヲツカサドリテ
つゝしみつゝしむ是ヲヤハラク
ルニハ恐和ヲ故ニ禮ノ用ハ和ヲ
爲貴シト禮ハ和ヲ以テ
ヤハラケ和ハ禮ヲ以テ
節ス禮和中庸カ
ヨクメルヲ爲美ト大
事小事由之ニ文質
ノ道理ニヒトシ

ところのむかしんする是を教訓の誡なり
ゆゑ孔子の家ハやはらかにして一篇
の親切をふくめる時ハ二度よりも
うを滑稽の
の代人とやはらかにして
和する強柔のカをうけて智仁勇の三
ところを治ル和同礼節
こゝをうしなひて彼の一節ハ中庸
ろやはらかに白馬乃遺詩を説たる
て我をもつ時ハ
ところ時ハ人をもて
ものとあるを佛法

花の花を生ずるなれば
序に云ふ所なるべしされ
ど例の二條の法わ
ちをさて俳諧の誹
○菊者の花ハ祇園精舎ニ花ヲ
アイシ久心トアリ祇園精舎行林
精舎等ハ佛在世ノ天竺ノ五山之内
て為理と理
の温和を法とし
字師として言
物を宝民の家
親族おれい利欲
らるるの理備

二云

を数訴の誠
やうにしたがひ一篇
を地理の二変をは
あけて為理を虚空
を例の世界おさ
て智仁勇の三
徳の和同孔節
師なればや天
の遺訓を説
神を
ある是を佛法

加同

記孔子仰セラル君子ト小人ノ別ハ公私ノニツニ依ルノミ君子ノ心ハ公ニシテ
慮世ニ物ト無忤和シテ交衆ノミ然モ其ノ和スルコト有節義
初ヨリ。ニ〆リニ不同セ人ニ小人ハ心ヲ存スルヿ私ナリ故ニ其慮世ニ
已カ所好ニヨモヨリテ其所愛ニムツミシタスルノミ。然レモ小人ノ
同ラスル事ハ以テ私ヲシテ。ヒロク愛衆ヲ不能ハ

○遊戯自在「菩薩ノ流生ヲ度セントテ三十三身ト変シ又ハ尚宗神鮫地蔵トナリ女トナリ閻魔トナルヲ云」

○東方朔名ハ朔字ハ曼倩身ノ長九尺三寸仕漢ノ武帝ニ

○地仙云ナリ　東方朔ノ如キヘヲ

遊戯自在と仙家の詞なり地仙とは
仙人の隠居とゝ云へるハ史記の清都
東方朔ハ俳諧の詞なり
俳諧の始とゝ云ふなり世俗を信ぜ
ハ隨一とをして言ふ俳諧の家風より云ふ人

○三遊戯

仏経遊戯自在ハ東坡詩ニ

先生百六是地行仙金更
記ニ東方朔ハ曰如ハ朔ハ連奇ヲ敵
所謂ル避ル世ヲ於朝庭
人間ニ者也何深山
蒼昌盧ノ之下ニセン

連奇ヲ敵しちて警慎の二字に
る者なり俳諧の家風より云ふ人

○舌頭坐ス　禅語ニ

是ハ声ニスルカラスシテ一坐ヲ示シ
天下ノヲモ坐ス沿ル孤云
獅子座モ忘ナリ釈尊ノ
説法ノ座ヲ獅子座ト云
獅子ハ声ヲ上ル時ハ一坐ノケダモノ悉ク忘ヲ以テ獅子座ト云獅子座モ今俳諧ノ座ナリト

の舌頭を坐し
位とし誹諧教の用なりとゝ
彼ゝ信乃一字より出ふ俳の一字に

是ヲ以テ舌頭ト云坐ス（アクメラサンヒヤン サンホメイモン）無上正等正道心。則坐ス。○小子ハ東坡坊ニ

○高家

真名ハ岩城ノ名字四位家ナリ　先祖風流軒ニハ
夜鶴集ノ作アリ此殿
トハ霊昭沼公ノ流布ノ別荘
トソ但此詞ハ小子識ル之
ト云ル家語ノ文勢カナリ

小子かつてうけたまはらぬ
あるひとの家にまねかれ
乃ちことをあさしかれ
俳諧の源者よりて富貴の人
を強ふ（ウラ）さやかに権威の家にあるさや
うに大食（ヨキリウ）の一粒かれもこれを
もてるとかれ人人こに能
さらんや酒をかれるほうもあるも
きしてかれるの用ふるとき或
いろ論語をうかふ簡をけ人

○論語ニ公冶長

アル人微生高ノ許ニ来テ
醋ヲ乞時醋無其家ニ故
隣ノ家ニテ與其人ニ故
直ニ人ニ与ト云

[illegible]

○錯綜ノ法

アチラコチラ物ヲ書マゼルヲ云タトハ文錦ノ席ノ中ニ仮名ニシテ真名ニアラス真名ニシテ仮名ナルヲミルベシ云ガゴトシ

[illegible]

○顛倒ノ法トハ一句ニ[illegible]言葉ノ内末テ上ト又ミナシメルヲ云 論語ニ孔ノ曰己矣乎吾未見好徳如好色者ヲ也言葉上下メルヲ顛倒ト云

△私ニ又均ノ表表ナルコトヲ顛倒ト云歟 後撰集ニ元日や夜ふけぬ表のうゝ表ト云リ

○虚実 解云此ニ何レ物カ力リ久毋レトタメノ上ヨリ久心ヒ字ハ能語ノ本事ニシテ虚ヲ先ニ実ヲ後ニス云ハ訊諫ヲ後ニス云ハ訊諫

[illegible]

○牛刀

○論語陽貨ノ夫子莞爾而笑テ曰割鶏焉用牛刀ヲ（孔子ノ門人子游力大道ヲ以テ武城ノ小邑ヲ治ルコトヲ少メハフレテ牛刀ノ[illegible]ト云ヘリ）

○顕実 法花経ニ用ヒ権ヲ顕実ヲ或日用ニ方便ノ門ヲ示ス真実相ヲ

○方便 維摩挙疏方便ハ智別用耳又謂之ヲ権 智ハカリコトナリ

○毋固 [illegible]

△馬麦 是ハ荻昌元也ニ同果ノ道理ヨリムリムリヒト云ヨリ五ルヨリヲ方便ミトキ王ノ十リ。クハシクハ別ニ記ス

[illegible]

○方便 維摩挙疏方便ハ智別用耳又謂之ヲ権 智ハカリコトナリ

○毋固 [illegible]

○錯綜ノ法

アチラコチラ物ヲ書マゼルヲ云タトヘバ文錦ノ席ノ中ニ仮名ニシテ真名ニアラス真名ニシテ仮名ナルヲミルベシ云ガゴトシ

○顛倒ノ法トハ一句ニ二ツ三ツ言葉ノ内来テ上ヘトタミナシタルヲ云 論語ニ孔ノ曰ク矣乎吾未見好徳如好色者ヲ也。カクノコトキ未見トスヘシ言葉上下タルヲ顛倒ノ法ト云

△私ニ又均ノ表表ナルコトヲ顛倒ト云ヌ 後撰集ニ元日や夜ふかき夜のうゝ表トヨリ

○虚実 解云ク此字ハ能語ノ本事ニシテ虚ヲ先ニ実ヲ後ニスル云ハ訊諫ヲ後ニスル云ハ訊諫ノ和ヲ第スル為ナリ然ハ儒仏ノ先後ハ假リニ其家ノ門題ヲ知キナリ

○馬麦 是ハ荻生元七ニ因果ノ道理ヨリムリヒト云ヲ方便ニトキ王アリ。クハシクハ別ニ記ス

△馬麦 是ハ荻生元七ニ因果ノ道理ヨリムリヒト云ヲ方便ニトキ王アリ十リ。

○牛刀

○論語陽貨ノ夫子莞爾而笑テ曰割鶏焉用牛刀ヲ 孔子ノ門人子游ヲ以テ武城ノ小邑ヲ治ルコトヲ笑ハレテ。牛刀ノ大道ヲ以テ武城ノ小邑ヲ治ルコトヲ笑ハレテ

○顕密 法花経ニ用ル権ヲ顕実ヲ密日用ニテ方便ノ門ヲ示ス真実相ヲ

○方便 維摩疏方便ハ智別用耳又謂之ヲ権智ハカリコトナリ

○毋固 論語子罕毋意毋必毋固毋我

[illegible]

[illegible]者ヲ也。カクノコトキ見トス（三五リメキ言葉始メニキ見ト

○費論○虚堂ハ虚堂和尚ノ事

○頌ハ禅言

○樂天ハ白樂天

[illegible]例ヲ言葉ハ波ナルヨ

[illegible]変化ヲ[illegible]ハ

[illegible]ヲ虚ヲ

[illegible]ヨリムクヒト云ヲ方便ミトキ王ノ

[illegible]の光

[illegible]儒ハ[illegible]の

[illegible]虚誕[illegible]ヲ言端の虚実ヲ先ヲ

[illegible]虚ハ[illegible]ヲ

[illegible]ヲ[illegible]ヲ馬表

[illegible]牛刀の生[illegible]

[illegible]ハ

[illegible]権顕実ヲ先ヲ法ハ

[illegible]母ヲ母固ヲ[illegible]

[illegible]方便の門ヲ[illegible]ヲ

[illegible]城の[illegible]ハ

今顛倒ノ法ハ花の波ヲ「波ノ花」と云イ「花姫」ヲ「姫の花」ト云イ「鰐」ヲ「鰐の花」ト云フ如ク上ワメニナリメルヲ云フ

戯ヲ設ケルハ儒法ノ虚ニシテ方便ヲ知ヘシ況ヤ孔子モ微生畝ニ難ヒラレテ
非敢テ佞ヲ疾固ヲ也トハモトヨリ虚実ノ時ト云ヘシ

○虚仮
時モナリヤタマカチニモノヲ云ヒテラスヌナリ

儒仏の公言として書こと法の奥義な
らはそなるを連歌をもて俳諧を
虚頭やうとこを人も例の言葉を
つ茶飯なるもあるを仏教つを正
こてを仏家の戸成ちとく教家と禅家と
教家ハ釈迦ノ法禅家ハ達ナノ法ナリ

○教家禅家

こを此のこと俳諧を連歌をもかしとをも
ものをつを或物を花実を御をとく和歌
ハをを実成ものとを自己を実
ハをを成ものをにをとを世のにをとを書
とををへしいてをを世をの戸をを
男女の中をををけををの物ををくさ

○紀貫之

○花実
百人一首ノ花実相應の夏明月記ノ説ハ新古今
をを花ををく云て新勅撰百人一首を撰セ
ありを実ハ夏の月ハ夏の
口伝とこを

天智御製
秋の田のかりほの
庵の苫をあらみ
我衣手は露に濡れつつ

○芋虚ノ花
為歌ニ云ヘシ

をを実を虚を虚をを理屈をを
をを虚ををを理屈をを
和歌の道ををを理屈をを
をを歌をを百人一首の書を天智御製
をを歌の中をを実成花実
をを歌の中をを実成四季
をを歌の中をを実成一首の
をを歌の中をを実成虚
をを歌の中をを実成虚
をを歌の中をを実成虚
をを歌の中をを実成虚
をを歌の中をを実成虚
をを歌の中をを実成虚
をを歌の中をを実成虚

天皇

天王

地流の御御
をを書をを云をを
ををしを白砂れ

的底
禅言
ニ心ナリ

的底をを
をを歌の音、毎を俳諧
をを迷作をを
例を俳諧の端
的底をを虚実

○虚実ノ虚実
為手物ニハシ

○万化為手物ニ
リハシ

○如ノ
モノニヨカサレ
メルヨウニ

○荘周ハ荘子ニ

○婦姑
荘子ニ室ニ無堂
虚則婦姑
勃鬩ス注ニ
勃鬩ハ手鬪セ

世間の一切万物のけしき、虚実、
うつりかはりてとどまらぬ事、虚実共に虚実の二つ
なり。偖の為に一大事とも云へ、一切万物ぬけ
風雅の人を虚言をはらの主、云成ものと
程の無ものといふなれども、虚と物ハ
うつるひかりを実とし、ものハ虚を世ノ
化するものとなり。虚を実とし、虚ハ
誰ノ為にか偽を虚より万物成ものの
て実よりあ為成程ことなるもの荘周ノ
喻も家ノ虚なりけれ、婦姑ハ
とい物ものしと云ノ実ノ虚ノ実ノ実成偽

○忠言
家語ニ良薬ハ苦
口ニ而利アリ於病
ニ忠言逆ニ於耳ニ而
利アリ於行ニ

○妻ハ心為手物
リハシ

世間実ノ虚ノ二つ物ものとまく虚ノ実ノ
あるべしとこれ人ノ為ノ為ノ為ノ
ものの為ノ利ノ為ノ利ノ為ノ
我ノ者ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ
おこの人ノ為ノ為ノ為ノ為ノ
家ノ為ノ為ノ父ノ為ノ為ノ
為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ
為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ
実ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ
為ノ虚実ノ為ノ為ノ為ノ為ノ
為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ

○放言
ヤリハナシニ
モノヲ云ヌ

○六義前ニ記ス
○三略ハ兵書ノ
七書ノ内

○聖経ハ孔子ノ経
賢典ハ曾子ノ道
ヲ指ス
○方便前ニ記

文なるは六義なり武なるは三略の法
を立てるなり机は圓を以て圓を外に入
面は方を以て文雅なるは聖経賢典を
法とし武器なるは武略なり
よわものは喜怒の変化なり慮はおこりを言
ときは偏に言語なり慮実の用
在をはかり利害の変をあらはすなり
まこと慮実の大小を論ずるは慮なり
実はまことしきなり
まことを解するは針のちいさきなり

○慮舩
荘子ニ方ヲ舟ニ
濟ニ於河ニ有慮
舩来ル觸ル舟ニ虽
有ト性ヲ急ヲ
○其實其慮
為舟ノ舟ニ

我あることを針をあらはしたるなり人あふことを船
をうむことを荘周も例の如く船なるものなり
先ずして化陽あるものを実を法とし慮は
若は父子あるの是を大小論といふ是を
性の変ちやいろんなるをもつて実をしるべし
を慮乃波(サハギ)ちやうんは言を慮実の慮言
して天堂地獄は
入ることを極めやすくの地獄は
ありことを面よりはあるものを入ることを
ちやうんは言を慮の危うきの論なり

○天堂地獄
禅録ニ天堂ハ
易遊ヒ地獄ニハ
難入リ

○識文ハ未来記ヲサシテ云口傳後ニハあらわすト云心ナリ

○大学ノ序
朱子曰異端ノ虚無寂滅之教其高キコト過ルトモ大学ニ而モ無シ實

○虚ニ居テ實ヲ行フ為
気ヲ物ニ攺ハシ

○看破
見ヤブルト云ニナリ

○明徳新民大学ノ注ニ
明徳ハ者人ノ之所ニシテ得ルニ乎天ニ而虚霊不昧カラ新
民之新ハ者革ニ其旧ヲ之謂也

まことに口傳は後に神ながらの識文にして[illegible]宗を
新安の朱学士ハ大学の序を看破して此頃不吾口
了儒佛の門流を志すべし此頃宗を
寂にて虚に居て實[illegible]ありとぞ[illegible]宗に
居て虚[illegible]いふ[illegible]の法の者
一義にして人のことわりを云ふ大学の綱領
なれども[illegible]書て孔子の遺誡にして明徳の
明は虚[illegible]大をとひ新民の新ハ変化をいふ
ては虚実の二法よりも変化を志すべき
らん今文の[illegible]を論せば虚に居る人は是非
をいふも数[illegible]の[illegible]耳をあらわせ

○斂金
南史ニ不容シ年ニ於斂金之譏リヲ
今孟郊詩ニ惟當テ金石ノ交リニ可シト与
似貝ト連論ス

○庵居士
編年通論ニ庵居士
漚シテ死ニ枕ニシテ襄
州ノ牧于公ノ膝ヲ
曰但願クハ空ニセヨ
諸ノ所有ヲ切ニ勿レ
實ニスルナ諸ノ所無ヲ

実に居る人は親疎をとはずして金石[illegible]に命をと
はともに彼をたのみして是ハ義なるとも[illegible]
[illegible]の者[illegible]ある人も[illegible]これハ虚実に居る
とを実に居る者は[illegible]例にも[illegible]の用あれハ虚実
の[illegible]実に居る[illegible]家々の立流と
[illegible]虚実[illegible]
人にも[illegible]ハ人ありて
居の字をとこらも[illegible]彼をし虚に居る[illegible]
まちに実を[illegible]居るハ[illegible]
虚を[illegible]実の[illegible]
[illegible]虚のさと[illegible]貞也

△魔居士衡州ノ人名紹宗道玄字世業儒ノ唐ノ貞元ノ初多遺云ヒシモ石頭和尚ニ於言下ニソコル大悟ス見

と云ふ事を云ふ人しもうし庵居士う
と云ふ世界有と空して所無
と云ふ事と云ふ事と云ふ事
の云ふ事して虚実の虚実の事を世界
人世界と云ふ事

○庭右ノ銘古文ニ云フ

○儒法ニモ虚実論語ニ

陳司敗問昭公知礼ヲ孔子ノ曰知レ礼孔子退キヌ揖メ巫馬期ヲ而進メテ之ヲ曰吾聞ク君子ハ不党ヤ君取レ吳ヲ為同姓ト謂フ之ヲ吳孟子ト君而知レ礼ヲ孰レカ不知レ礼ヲ巫馬期以テ告フ子ノ白丘世幸荀有レ過ト人ヲ知之ヲ

仏曰此一論ニ儒法ニ虚実
進メテ之ヲ曰吾聞ク君子ハ不
党ヤ君取レ吳ヲ為同姓ト謂フ之ヲ吳孟
子ト君而知レ礼ヲ孰レカ不知レ礼ヲ巫馬期以テ告フ子ノ白
丘世幸荀有レ過ト人ヲ知之ヲ

素ヲメトルニ同姓ヲ不取礼ナルニ魯ノ昭公同姓ヲメトルヨウテ陳司敗孔子ニ問フ孔子君ノ過ナル之ヲ知レ礼ヲ

○云ヒシ君ノ悪ハ不可云フトテ虚ナカラモ知礼リトヨメ（ママ）ヲ巫テ有リヤウミコメリメ云ハ立所ニ君ヲハヅカシムル虚ヲ巫テ礼知リトヨメ云フ

巫馬期孔子ノ弟子ニ党ハ君子モ悪キ者ニ徒党スルカトノ意ニ揖スハ揖礼ニテ近ク呼ヒ寄セニ司敗陳国司敗ノ官名

○言語ノ表裏 為手ノ形ハシ

人を字の文字の
小為へし仏
とうの真
を成仏
は為ちなき
小さき虚の危
仏義の論者を動
牛刀の威
例の変化
実を識文の
親ハ虚実
ソコラ識文ノ秘訣トハ云リ

○迂話ノ真言 為手ノ形ハシ

唯仏与仏
無量義経ニ唯仏ト与仏ト乃能究メ尽ス
解云多ク虚実ト馬麦ト牛ヲトノ虚実ノ如キ虚実ノ表裏ヲ知レトナリ
亦大経ニ真実ノ事ハ仏ト仏トウナツキ合事ニ是ヲ以心傳心ト云又言上ニ言ハ
菩薩モ知リ難シ大仏仏ノミ知リ難シ云フトヨメ

○識文ノ口傳 為手ノ形 異文ニ虚実ノ実ヲ行ヒテ世法ノ有用ヲマナビムヤ但ハ虚実ノ虚ニ擬ヒテ世法ノ無用ヲメノシムヤ

△識文ハ未来記ヲサシテ云ヒ後ヒ〻ノ為ニ知ウト云心〻

○般若經
心經ノ命要ニ当ル
大意アリ孝亮ハ仏果
ノ種智ヲ云ヘシ般若
トハ之智ナリ

世ノ人般若の二字を智の一字のみ
ならんこれ一宗一家の
学ならんや孔夫子の遺書をひさ
ぐ廛肆の徒に
を合せる家々儒とはいへつくし
て廛肆に徧し徧を遊ぶ人々蓋し
徧ハ馬麦中刀の字對より也花と海
の要文をかりもて文武ふたつ廛の喜怒を
はけてうん針ハ好の喩ひ
金石を意對のなかりまして大字
の門題とせし明新の二字に任者を
ちめく俳諧の家の工案とかりる見出

○明新ハ大学ノ明德
新民ノ前ニ記ス

○奪胎換骨ノ法
冷齋夜話ニ規模其意ヲ
形容之ヲ謂之ヲ奪胎法ト
不易其意而造其語ヲ
謂之ヲ換骨ノ法ト

△奪胎換骨ノ法 古人ノ文章ノ趣ヲ借テ意ハ各別ナルヲ云

奪胎換骨
文章おの
（和證ナシ）
（竹の子茶時の山）

凡姿凡態ハ白馬ノ常語ニシテ
凡ハ虚ナリ雅ハ実ナリトソサレハ若態ノ
姿ニ動キを姿ノ変ニ新ナルヨリ人トシテ雅実ニトニコレハ
名利トモナリ思愛トモナリ物トシテ凡虚ニアリハ
詩哥トモナリ
俳諧トモナルサド
連歌ハ情ヲハコビ
テ若実ノ先ナル
ヨリ連俳ハイサ儒
俳ノ意地ナラ
ハ虚ハ本ヨリ上
実ノ先後ナガ
凡ノ字ニ俗態
サバケルハ例ノ虚
居テ実ヲ行フ
イヘル優遊自
ノ為ナルヘシ

ちりれハへ古風ハ年ふるを

○無右記
心経ノ命要世尊ノ
大意アリ是ハ仏果
ノ種智ヲ云ヘシ般若
トハ之智ナリ

世尊般若の二字は、智の一字なれども
ろ〳〵〳〵こゝろ〳〵〳〵
沒や孔夫子の遺書をひさ〻魔法士の迷云
を合せる字を佛とせり佛をつくして
て魔を去り法を得よとそ〳〵〳〵蓋しこゝ
世俗に馬麦中刀の字對とも法花と海法
の要文をかりて文武をもて魔の喜怒を
はらへ針灸喩に代りて敗毒
金石を毒對のなかりしまして大字
の二字に位者をて明新の二字に位者をて
ちめく姫路の家の二家となれる是也

○明新ハ大学ノ明德
新民ヒ前ニ記ス

○奪胎換骨ノ法
冷齋夜話ニ規模其意ヲ
形容之ヲ謂之ヲ奪胎法
不易其ノ意而造其ノ語ヲ
謂之ヲ換骨ノ法ト

△亦曰奪胎換骨ノ法 古人ノ文章ノ趣ヲ借テ意ハ各別ナルヲ云

奪胎換骨の法はして家に我門乃
ろ〳〵〳〵

○凡姿凡情ハ白馬ノ常語ニシテ
凡ハ虚ナリ雅実ナリトソサレハ若悟ノ
理ニ動キモ姿ノ変ニ新ナルヨリ人トシテ雅実ニトニコレ
名利トモナリ思愛トモナリ物トシテ凡虚ニ
詩哥トモナリ
俳諧トモナルサド
連歌ハ情ヲハコビ
テ若実ノ先ナル
ヨリ連俳ハイサ儒
俳ノ意地ナラン
法度ハ本ヨリ虚
実ノ先後ナゼラ
凡ノ一字ニ情ヲ
サバケルハ例ノ虚ニ
居テ実ヲ行フト
イヘル優遊自在
ノ為ナルヘシ

第五 姿情論

凡の情とは人の卵より長の義の義
姿の外の情を含む
凡ハ姿の上の情をいひて云俗の上
雅為
四年成
雅助諸
寺云く

伊賀蕉翁ハ
芭蕉翁ハ
風雅為
四年成
雅助諸
寺云く

朝暮三
燃神明ヲ
狙公賦芋ヲ
暮三ニシテ衆
狙ハ猿
賦ハ
暮三ニシテ
カリノ

朝暮三ハ朝四暮三之事也　莊子

然神明ヲ爲ト而不知其同キ也謂之朝三ト曰　謂朝三ト曰

狙公賦芧ヲ曰朝三而暮四ン衆狙皆怒曰然ラバ則朝四

暮三ン衆狙皆悅

狙ハ猿也芧ハ山栗ン猿ニ山栗ヲ賦ルニ朝三ツ暮四ツ

賦ルハ始メスリナキ事ヲ怒リテヨロコバズ依テ朝四ツ

暮三ツ賦ルハ衆狙皆悅フ愚ナル民ヲナヅクルニモ

カリノ如ト云事ン

伊賀素生　風俗文選云

芭蕉翁ハ伊賀之人也武名松尾氏七郎奉仕藤堂家壯年時辭宦遊武州江戸

風雅爲業号桃青乃俳諧正風躰中興開祖也掌世爲遺功修武州石川水道

四年成速捨功而入深川芭蕉庵出家年三十七天下称芭蕉翁遊東西南北説風

雅助諸門人因中悉歸芭蕉風一遇難波津伏病終卒年五十一葬江州義中

寺云ク　于時元録甲戌冬十月十二日

○姿ノ論

作法ニ姿ノ先後トイフハ又トハ就ト言ハ[illegible]ノ姿ノ[illegible]ト子ノ在回ニ別レテ年ヲ[illegible]名ヲ名ヲラザレハ他人ナリ名ヲ[illegible]ハ[illegible]恩愛ヲ生ズマニテ男女ノ憎愛モ姿ノ姿ノ先ナルハ勿論トゾ

○三戈の姿ハ天地人ナリ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○儒者ノ立面
按スルニ佛トナリ又トナル人ハ多角ニ善ヲ教ヲ教ヘトテ或ハスコシ或ハヨドスレヲ儒佛ノ勧懲トモ方便トモスベキニ立面トモイフベシカレバ孔子ノ立面ハ孝貞ニハ巧言ヲナラハセ路ハ居帛ヲ教ヘ季桓ハ八佾ヲヤカテ退ケ佛肝ハ性ヲトシテ性スベシテ五常ヲ説ナカラ八トセス固トセズハ権要月在ノ方便ニシテ教ハアケテ救フカラスヲフトムベキ孔子ノ大虚ニシテヲレムベキハ八下ノ小貫ヲナラン

○詩哥ノ姿
為秋物ハ
古今ノ一情
為秋物ハ

○千歳万別
為秋物ハ

○能言鳥辞物
リハシ歌ノ詞ノ説ヨリ

○新古ノ変
新古ノ編ハ姿情ノ先度ヨリ他門ハ

ことなるべきや世くの詩歌を世業なるもの
中古歌業なるとやうに宮ゐ連歌の姿情を編
世代月花をおもむきて古今一情ましまして行歌
ともかくも連歌とおなじ姿を侍歌連歌と
いろいろ変ぜるもつねに多差あり傾くるに付て
万分の一をもすべきに連歌を出すべし
要旨をしめすとも歌の風体に姿かはる事
て歌言連歌の編しもを及ぶてもむしろ連歌
の情をもて歌情の姿をいとむとも歌をとぶ
るを編
て風姿

○儒書ノ文面
按スルニ所トナリ又ト
ナル人ハ多クハ三教
ヲ教ニトテ或ハスカシ
或ハヨドスレヨ儒佛
ノ勧懲トニ古仮トモ
文面トモイフベシカレバ
孔子ノ文面ハ人ヲ責ミ
巧言ヲナラハセヲ路ミ
居帝ヲ教ヘ季桓
ハフカヘテヤカテ退キ
佛脇ハ仕ントテ
徒スマニテ五常
ヲ説ナカラハトセス
固トセサルハ権無
月夜ノ方便ミシテ
教ハアケテ教フ
カラスモフトムキハ
孔子ノ大虚ミテ
ヲレムヘキハ八下ノ
小寓ナラン

○詩哥ノ姿
為秋物ミハシ
古今ノ一作
為春物ミハシ

○千歳万別
為春物ミハシ

○能言鳥辨物ミ
リハシ鳥ノ詞
ノ説ヲ

○新古ノ変
新古ノ体ハ姿
情ノ先後
ヨリ他門ニ

○製系駑概

△所詮ハ
連歌ハ
如何ナル

○製糸駑橛ハ禅語ニ学者ノ實ニ入テツナケル馬ノ杭ヲ想ミ
同シリ セマキ心ノ事ニ

△所詮ゆうてあの三界ゆきもとくれハそ信のそ姿ゆきさうひく
連爾ハそ佛諸ゆ佛諸ハあらく信あ〜といはむも人を論る端的
ゆ而ちゝん義ゆ佛諸の

奇言匪語ヲ知ラサテハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○言語ノ形容為ル所、クハシ

○論人　論語ニ黙而識之學ンテ不厭誨テ人ヲ不倦何有ル於我ニ哉　〈論ニ曰ク凡ソ人ノ来ル道ヲ少平生講習ヲ重ネテ能ク記憶シ又人ノ擬撰ニ依テ心存シ明ニ得タル其後ニ至テ彼ハ其ノハトヒサリ。セザレドモ黙然トシテ万殊ノ理ヲ心ニ記憶スレ心ト理トカナフ所ニテリテ如此ノ態レモ足リトス又學習ノ功ヲ加ヘ至ルキニモ厭ハ心ナリ我ヲ成就シ其ノ後他人ヲ丁寧ニ誨テ倦怠ラス必我ト同ク善ヲ得サセテ無私コトヲ願フ。ニハ學者ノ所重ナリ

○箪瓢ノ詞　唐ノ一行禅師ノ占文ニ如此ノ類語アレト全文ハ見ヘス今ノ箪瓢ハ晴明カ占書ニヤ曾テ是等ノ文言ナシ尚尋スヘシ

○緒語ハ文章ノ中ノ終ナリ又ト云ハ惣緒語ト云。起語ハ又ト云ハ一篇ト云始ルヲ云

○緒前生後ノ法　是ハ文法四百目ノ大ナリ

糸ヲキハメテ後ヲ生ズルヤウニ百目迄ノ云心ニ重キハ破レ絶キハ調フ係テ四百目ヨリ百貫ノ起リトアリ四百目ノ結トニ、ナリ　分リニ三限ラス師ノ肉ヨキヤウニ変化スル心ヲ働テ白作有ルヲ四百目ノ絶キトニ

○繪ノ事　「赤説ニ繪ヲ書ニハ先ツ下地ヲ調ヘ其ノ上ニ繪ヲ」論語ニ繪ノ事ハ後ニ文飾ヲ可施スト云義ナリ何事モ本ヲ勤メテ末ヲ不可捨ノ心ナリ

○曲節地　曲節地ノ二解ハ勺作ニテリテ孔子ニハナシクシクハ為ル事ヲ勤ムル是ナリ

○勧善懲悪ハ左傳ニ

○言語ノ形容為ル事ハ
クハシ

○論語ニ論語ニ黙而識之
學ビテ不厭誨ヒテ人ヲ不倦何
有ル於我ニ哉 ＜説ニ云ク
凡ソ人ノ求ル道ヲ少平生講習ヲ
重ネテ能ク記憶シ又人ノ提
撕ニ依テ心存シ明ニ得タル其後ニ
至テ彼ハ其ハト。セサウ。セザ
レドモ黙然トシテ万殊ノ理ヲ
心ニ記憶スレ心理ト。カナフ底
ニナリテ如此ノ態レモ足リト足
又學習ノ功ヲ加ヘ至ル極ニモ厭
心ナリ我ヲ成就シ其ノ後
他人ヲ丁寧ニ誨テ倦怠
ラス必我ト同ク善ヲ得サ
セテ無私コトヲ願フ。ニハ
學者ノ所重ネ ナリ

○簞瓢詞

○惣説ハ文章ノ中ノ終ナリ ダト（形容事ヲ伝ヘト云ヒ又他ヲ志ナリ ヲ
惣説ト云。起語ハ メトハ一筆ト云始ルヲ云

唐ノ一行禅師ノ石文ニ如此ノ
類語アレト全文ハ見ヘス
今ノ簞瓢ハ晴明カ石
書ニヤ曽テ是等ノ文
言ナシ尚尋スヘシ

○惣説ハ文章ノ中ノ終ナリ ダト（形容事ヲ伝ヘト云ヒ又他ヲ志ナリ ヲ
惣説ト云。起語ハ メトハ一筆ト云始ルヲ云

○惣前生後ノ法 是ハ文法四句目
ナリ

○繒ノ事

論語ニ繒ノ事ハ
後ニ素ヲ注ニ先以テ
粉地ヲ為質ト
而後ニ施ス五采ヲ

〔示説ニ繒ヲ書ク二ハ先ツ下地ヲ調ヘ其ハ上ニ繒ヲ書キ五色ノ采ヲ施ス此ヲ後素ト云。人モ有テ美質
後ニ文飾ヲ可施ストモ云義ナリ何事モ本ヲ勤メテ末ヲ不可捨ノ心ナリ

○曲節地

曲節地ノ二解ハ
勿作ニ作リテ
孰為ニハナンクシ
クハ為ル事勿ク足ラ

○勧善懲悪ハ左傳ニ

[illegible]ニ、文字ハ善ノ姿ヲつくり儒
[illegible]ヲつくりそひて暴言を建
[illegible]ハ沒や言葉ハ姿よ
[illegible]ハ美ヲ立てうるはしき
[illegible]やうふ物ヨリ佛の信ヲセ
[illegible]ハ世間の
[illegible]仮名の字をもて仏語
[illegible]ハ言葉ヲ
[illegible]ハ腥ヲ[illegible]ハ蓋
[illegible]ハ蓋蓋の詞やまま
[illegible]ハ佛神ヲ[illegible]て詩歌連歌

[illegible]ヲ侍ルト四ツ文他ヲト云心ナリ　ヒトヘ物ヲ云
[illegible]ヲ侍テ四ツ目ヨリ百負ノ起リトアリ四ツ目ノ他ト云ハ
[illegible]ヲ四ツ目ノ他キト云

[illegible]ハ
[illegible]ハ詞ヲおこし
[illegible]ヲ
[illegible]ハ一格と
[illegible]ハ文章

書キ五色ノ糸ヲ施ス此ヲ後素ト云人モ有テ美質
事モ本ヲ勤テ末ヲ不可捨ノ心ナリ

[illegible]ハ
[illegible]ハ花とし
[illegible]ハ地と
[illegible]ハ曲ヲ
[illegible]ハ変化
[illegible]ハ善
[illegible]ハ悪ヲ地

○維前生陵ノ法　メトヘハ己已今ノ政ニシタガウモノアヤウシ
[illegible]ノ前ノ云葉ニムスヒテ後ノ言葉ヲ云フヲ結前
生陵ノ法ト云　是[illegible]ノ前後ナリ

○[illegible]盜婬妄ハ五戒ヘ。殺生。偷盜。邪婬。妄語。飲酒ヲ云

華厳
四教後ニ仏初テ
在テ寂滅道場ニ七日ノ間ニ
現相ヲ三七日ノ間ニ
説キヲ花厳経ヲ

形として仁義礼智の五常の儀式をあらはし殺盗婬妄に地獄の苦を示し聾盲喑哑の耳目をおどろかせしも衆生の耳を驚かす事七日にして何の曲とはなく華厳小厳の法を説き阿含の十二部の経を説き方等の教を説き般若の法を説き法華の妙法を説き涅槃の教を説き

擬誘弾陶

擬宜誘引
弾呵陶法
世四八仏教ノ
次第ナリ

擬宜八仏教ヲ
華厳経ヲ説
キ玉フ如来ノ
如来ニ三ヲ一面
乃至ヲ示ス
サルヲ云フ

擬誘弾陶の四教を説き給ふ法華の妙法を説き給ふ如来の法華の文章にもそれとなく人に擬誘弾陶の教を示すの事ありしかども華厳の教を説き給ふ如来の法華の妙法を説き給ふ如来の法華の妙法を説き給ふ如来の法華の妙法

○華厳
四教儀ニ仏初テ在テ寂滅道場七七日華厳ノ現相ヲ三七日ノ間ニ説キ給フ花厳経ヲ

形として仁義礼智信五常の儀式をまもり殺盗婬妄に地獄の苦しみを脱れ極楽世界の耳をおどろかせしも実民の華厳会に七日にして何の曲をなす事を

○擬誘弾陶
擬宜誘引
弾呵陶治
此四八仏教ノ次第ナリ

なるや阿含五十二章の骨髄なるこれらは擬誘弾陶の四教なり此事を感ぜしめ給ふ

治といふは御法家の文章にもとられたる人を

あつらふ海浜の如くあつらふ助治するにあらざれ

華厳経ヲ説キ給フ如来ニ三ノ命ヲ受ケ給フ

ばけものと言ふ人の教とは言へども虚実無節とぞ

物ゝ是七章にもあらざるべし節のなきを

我家入ル言葉を治構人とあざけり笑して例

○誘引ハ其ノ理ヲ示シテ仏法ニスムヲ云フ

弾呵ハ仏法の若き人も他宿に節ハ家々の骨にして

ミスミナカラヲコタルヲ仏一乗建立入大乗ニ今やうとして最と

シカリ王フ云ヒ化を教弟子あるべき事なり

陶治ハ仏法

他ノ宿ニ千テ

羅漢トナリ心ヲ

云ヒテ次第

ルを心ヲ陶治

トニフ

他宿入地こそ仏法を話はる

ましてや他宿入地こそ

雅楽の例も虚実あるべし

もの例も虚雅なるこし

媚媚をうれてこそ他宿の席なるもの

さる友達のもらひたるやうに

ニン人なりやうに世にもまれ

ぬ者にも此ものこそ秘

とこそ八を節の面白さとて

結構人
為雅抄ハ
○貴新所
為雅抄ハ

して仁義禮智信の五常を王城の儀式をもつて
盂婬妄に地獄の鉄の釜に入れ
[illegible]し世界の耳をおどろかせし
厳をこゝろとして何の曲をなす節を
さく阿含経十二年の説なりこれらの
誘引の四教の法を感ずして
[illegible]の法家の文章にそむくを人を
[illegible]の法の[illegible]ふ助語をはぶくこれ
[illegible]人の教とす[illegible]虚実節とす
[illegible]七章[illegible]節のなりを
[illegible]ふ言[illegible]語構人とあさ矣して例

○耶讀、脈語ノ名不破

ホ(テ)佛法ニスムヲ云フ
[illegible]の法[illegible]節ハ家々の[illegible]して
[illegible]建立ハ大[illegible]ハ[illegible]今や[illegible]
[illegible]や[illegible]法[illegible]
[illegible]雅俗の[illegible]例[illegible]虚実[illegible]
[illegible]例[illegible]雅[illegible]今の世の
[illegible]媚をうれてくる[illegible]の席[illegible]
[illegible]友達のもらひ[illegible]
[illegible]や世[illegible]事件の[illegible]
[illegible]秘[illegible]
[illegible]ハを節の[illegible]

繁昌するもさきをぬくまんやきまぐれ枝な
らぬ小商売繁昌ついに和泉屋こそ程ようるるを
ゆふ姫潟の世をかるや最ノ遠ニ商の家をかるる
て恥へさそうすこ今乃左の間の姫潟と
さけ伝まくこの集を賞ひあつめく捨れる中に
大道ニ出ル念ム人ノ節を学ひて地と人と姫潟を帰るなるこ八ハを
人主ヲメ和説シム云く委敬ハのしれたおうくとと人と姫潟をり者ものもて
為弁物ヲ足シ 撰集を史記よりも和説ものもて
諭なるこ一ニ左の六義の節にうらんを
をれを撰とをうこ六義の節にうらんを
義ノ一字儒ノ篇ノ一節 ト八家ニ

○六義云節
為弁物ヲ足シ
一字儒ノ篇ノ一節
ト八家ニ

意地ナリ

て天父のお乃袴を見て男女中の交をして
(ものもて)月言花申くまくの代雅の姫を
うつくしくもものれとこと所をもて及さうらんされた
時の姫節なて京供ニ子ものを詞をうくるを
年入嫁取の姫ものを詞をきに深ものの撰集も常
よりもをるるるるる人ものを敷ものを詞をいめをこと
嘱うをいるるかるを詞をいめをこと
きす為の節くを姫式くをもて京供ニ子ものを
ニ為ものをもて撰集を姫ものを詞をくく天皇人を
敷をれ為ものをもて撰集を姫ものを詞をくく天皇人を
乃地をものを曲節ををくくを姫潟
乃地をものを曲節ををくくを姫潟
の言他ヨ自業ものれ小一字一

○撰集
為弁物ヲ足シ

言は金玉の響ありて物の者の耳目を驚
かすやうなれども節ハ一事を学ぶへくして
此半年の修業なりんに彼こゝの佛法を
倫理ハ人天の綱宗なりとて天下の紛々雖
とけて雖形をやうしあるまくは佛ゝ法
佛教ハ本生心なりとい儒門ハ恒心といつる
いつれも本性なりしてふ物さいなる物こゝ必よ
我門の佛法師ハ佛法ハ行ふ者なり君ハ臣なる
者父ハ子なるべきを夫ハ妻なるべき心光朱
をめしてかゝる恵せ言のをひきたる佛法ハ
ひとりして今日の用の放蕩なりとて神よ

○平生心
仏経ニ平生心是道ナリ ○孟子ニ無キ順ノ産者ハ無シ順心 ○論語ニ得ヘ見ニ有順者ヲ斯ヒトヲ可ナリ矣
「孟子ノ解ニ蓋シ民ノ為ニ道有リ此ノ衣食ノ之恒ノ産者ハ有リ所藉頼而為善ヲ此ノ固有ノ恒心ヲ存ス者無ク恒ノ産即無恒心イヤシクモ無恒心則ち放蕩辟邪妄侈肆ノ惡無不為

○道心
為辨抜ニ人ハシ

たちまちに人ましたちまち常よ人異地とて
ものを為ふ人
傳曰ハ一篇を人間の常ものていつれの
為ふ世世ハ世世ハ最人速ハ
ふ第して自門の放蕩なりとて
佛法ハ一筒の法ハ地の物を信ハ
佛ハ老歳阿含の二教ハ地と云
とをなしして空に蔵法の法界を
とをなしして海佛を
ていつれも虚実ハくいつる例の
儒佛ハ一なる例の文章にまや

○圃黒豆
禅禄ニ圃黒豆ノ老僧注ニ無分暁之喩也

○驪竜頷下
列子ニ夫珠ハ在ニ驪竜ノ頷下ニ遭ニ其睡ニ也使メハ其寤メ子ハ當ニ爲ニ齏粉ト
解云爰ニ偃目ノ二字ヲ以テ文章ノ起結ヲ見ルヘシ
解ニ龍ノアゴノ下ニ玉アレドモ取ルヌ叶ハストヽ心ナリ

○雙関ノ文法トハ文トハ大学ノ序ニ俗儒ノ記誦詞章之習其功倍於小学而無用○異端ノ虚無寂滅之教其ノ高キ過メ於大学而無實カクノゴトクノ其功其高コトノ二語抑ヘナラベタルヲ双関ノ文法ト云
△亦曰一物ヲ以テ上下ノ働アルヲナリ

かたちまや細ノ文を論語乃隠微なるを
こと地ノ一節のちゝを添ふる論ハ神
の一脈として宮室容易ノ看を人
を圃ノ黒豆とかゝ為ノ老僧なるむ波羅
こにを一節をあらハ驪龍頷下のひろの
をつゝてはれ人ろの地ノ偃目へき
かや蓋ノ黒豆父と男女と共ノ学ハ礼変
の二字をもて昆弟朋友の倫を含
る見を雙関の文法とゝ

○芝生 古寺ニ苔ノ多クのあるかたのあの花まさにとゝのれハとまるかなるゝ
長嘯峯白集ニこゝろきの花さゝとつまのまあり出家ノ記ヨ見ルヘシ

○虚圃ハ
ヲドケヲ云ヨリナリ

○こゝろぎ 沢拙板ナリ ○さへこづまハ若草ノ母ナリ

芝義雖乃偃ノとハ生ノ芝をあと人圃ノ黒豆
むしろ儒佛の学者を偃目ハ先ノ学
うと笑ふこと笑ふこと
らうの海を渡ふこと
とかたのかまさとうの虚学の現人
て雖乃虚圃なる驪竜頷下ノ媚人となるほし
くこゝろきのこゝろ
生かくれの花をさこに
俗小生八九子可作ニ
可知也 此句ハ
唐人ノ伊呂波
ナリ唐ニテハ
小児ニ与フ
ナラハシル
ナリ

○己巳 夫人 生己
偃ニ子ヒナル

らしい紅巳巳を笑ひぬ
こうろそ笑そ文選の

三線

八絃ノ記文ニ彈ヨセミトヨミイフ故ヲフミトヨミイフ或ハ茶碗波斯ノ類モ通語ノ中ニ音語ト云ナリ

寶玉の碗の波斯の沖より渡るの三線（サミセン）

三ヨモサミトヨミ訓ス

能狂言ニ和歌所ノ所ノ式ニ作ルモ

三線ハ琉球ノ物歟奇

○和歌所

和哥ノ指南ハ二条洛泉ノ西家ヨリ世々ニ其時ノ哥名ヲ撰ミ連ヲ

○論語爲政

子曰吾與回言終日不違如愚退而省其私亦足以發ス回也不愚

回ハ顏回

私終日ハ自朝至暮ヲ云ヲ愚ハ聖人ノ教終日ノ久キ一事ニ事ニアラス種々ノ教アレ共一箇モ無疑問復ス事ナキ故ニ自ニ愚痴ノ者ヲ相手ニ教ルカ如シ下器

新在家氏云リ

○其ハ故

按スルニ其故トイフハ十論一部ノ大本ナリ仏経ハソモ何故ニ万法ノ虛ヲ先ニテ儒書ハソモ何故ニ理ノ実ヲ先ストイフヨリ四民ノ立産業ニ五倫ノ恩愛モ

○悟了同未悟サトリテ見レハ本ノ人ト云語ナリ

悟ルも悟らぬも同じ事ぞ

子曰吾與回言終日不違如愚退而省其私亦足以發回也不愚

省其私亦足以發回也不愚

盤珪ノ悟リノウタニ深てんやしや仔猴蹲の陰ぬ

ぢやとの。どうぞうこのかるり

悟ルも悟らぬも同じ事ぞ

能狂言ニ

悟ルも悟らぬも同じ事ぞ

今様の書紀ニ云ル老能ノ

能ニ云ヒシ

悟ルも悟らぬも同じ事ぞ

例ノ

悟ルも悟らぬも同じ事ぞ

能ニ云ヒシ

悟ルも悟らぬも同じ事ぞ

○悟了同未悟サトリテ見レハ本ノ人ト云語ナリ

悟ルも悟らぬも同じ事ぞ

子曰吾與回言終日不違如愚退而省其私亦足以發回也不愚

省其私亦足以發回也不愚

悟ルも悟らぬも同じ事ぞ

能狂言ニ

悟ルも悟らぬも同じ事ぞ

今様の書紀ニ云ル老能ノ

能ニ云ヒシ

悟ルも悟らぬも同じ事ぞ

例ノ

悟ルも悟らぬも同じ事ぞ

能ニ云ヒシ

悟ルも悟らぬも同じ事ぞ

詩哥連歌

ノ遊興ニモ心ヲ慰シテ
明暮ノ喜怒哀
楽ニ我ハ何故
飯喰フテハ飯ヲ
茶ヲ飲テハ茶ト始ル
所ト終ル所トヲ
シレハシレヲ儒仏
ニモ老荘ニモ自己
ヲカリニル人ト
イフリト略
久シクハ為乎抄
ヲスヘシ

○下手

仰説ニ老人ト
若輩トニ数
誡ノ差別アリ
老人ハ下品ハ
年ノ峠ヨリア
ト(高ス誡ナレハシカリテ其悪ヲ懲スヘシ若輩ノ下品ハ其禁ニ居テ

僧ムヘキ 媚モナケレハ恭テ其善ヲスムヘシサルハ孔子ノ門人ニ数シテ同シ言語ノ学者ナレトモ貢ハ大ニメ
宰我ヲハコラシ
顔回ハ其日ノ
要ヲ察イテ
子路ヲハイフモ
ヤハラケ玉ルカヲ
良薬ノ死剣ニシテ
勧懲ノ二用ヲ
知ルヘシトソ下略
要シリハ為乎抄ヒ
アリ

○十年ノ道

拙スルニ世辰ノ使
行ニ十年従テ
十年還ルトイフヲ
月日ノセキリトハ
愚ノ人カラス仏経
ニモ九十刹那トテ
一念ノ間ノ使ヲ
リ人ノ心ノ物数ス
ル時ハ初念ハ先ヘ
移ル如ナリ況
ケトモ先ノ久キ
時ニ依ヨリ序ルヲ賢人トイヒ依ミタヘヨフヨ愚人トイヒソコヨ歩数シテ世ノ人ニアソブラ

詩奇連像（レンハイ）

ノ遊戯ニモマシテ
明君ノ喜怒哀
樂ニ我ハ何故
飯喰フテハ敬ミ
茶ヲ飲テト始ル
而ト終ル而トヲ
シレハソヲ備仏
ニモ老荘ニモ自己
ヲカリシル人ト
イ（リ下略
クハシクハ為乎抄
ヲ見ヘシ

○下手

仰誠ニ老人ト
若輩トニ数
誠ノ差別アリ
老人ハ下品ハ
年ノ峠ヨリア
ト（高ス誠ナレハシカリテ其悪ヲ懲スヘシ若輩ノ下品ハ哀禁ニ居テ

[illegible]ハ世ノ俗
[illegible]ハ為乎抄
[illegible]ハ孔子ノ門人ニ對シテ同シ言語ノ学者ナレトモ貢ハ大ニメ

宰我ヲハコヲシ
顔回ハ其日ノ
要ヲ察イテ
子路ヲハイツモ
ヤハラケ玉ヘルヨシ
良薬ノ苦利ニシテ
勧懲ノ二用ヲ
知ルヘシトソ下略
要シハ為乎抄ニ
アリ

○十年ノ道

拙ハ此世辰ノ俗
行ニ十年位テ
十年還ルトイフ
月日ノカキリトハ
愚ノカラス仏経
ニモ九十刹那トテ
一念ノ間ノ位ナリ
人ノ心ノ物数ス
ル時ハ初念ハ先ヘ
移ル事アリ沙
ケトモ先ノ名キ
時ニ依ヨリ序ルヲ要人トイヒ詐ミタヘヨフヨ愚人トイヒソコヨ赤敬シテ世ノ人ニアソブラ

△謡譜ハ
△唄嚊ハ

△孔子ノ門人ニ對シテ同シ言語ノ學者ナレトモ貢ハ大ヘメ

△逢せミちのひそとハ無ろんの文出たるものゝ

△謡譜アザケリヤハラグヲ云ヘ

△嘲嘲ハ多言ヘ　四字ヲ合セタル心ハヲロシキヲヲ云心ナリ

△タヨワヨワ愚人トイヒソコヨ赤蛾シテ世人ニアソブヲ

俗儒ノ論ニハ媚人トイフ下略

○懲和説

此二語ハ史記ノ賛ナリ前ニ書文ヤ一説ニハ漢書ニ出テ東方朔牧皐カ賛ナリ唄嘲ハ韓子ニ出テ多言ヲ云リトソスヘテハ士農工商ニ文章ノ笑言ヲ賛セシナリ

ヤ[illegible]家道の追剥(ヲイハギ)のて[illegible]ま切字[illegible]
[illegible]の[illegible]十年三[illegible]新字の秘伝を[illegible]
[illegible]の三[illegible]伝授と[illegible]
[illegible]ら[illegible]人[illegible]伝[illegible]
て果[illegible]剥[illegible]
[illegible]十年遠
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○其事其理

烏兎抄ハシ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

○不肖
史記ニ堯知下子ノ丹朱カ之不肖ニ不肖ヲ対ヒテ元下ヲ注ニ肖似也

○序玄来 古文後集ニアリ

○序家隠坐
陶淵明ノ引帰去来辞

○三會暁
彌勒下生経ニ初會二會三會ノ法度アリテ竜花三會ノ暁トハ云ヒ竜花ハ釈尊ノ菩提樹ノ名ナリ

一

ことなく全く篇を世間おしなべての服装の俳諧とはことにして七珠八寶の
のかざりをはぶきてもっぱら古人の名を用ひ
来とも帰家隠坐とも言葉を用ひ
侍者共に一流をなすの俳諧の格をうけて
俳諧の言葉を花をさうをつくる今格の方紙も仰れて言ふ
雅俗のちがひ段の中に重花
を
ちらす人しらず全く篇を世間おしなべての
服装の俳諧とはことにして七珠八寶
のかざりをはぶきてもっぱら古人の名を用ひ
来とも帰家隠坐とも言葉を用ひ
侍者共に一流をなすの俳諧の格をうけて
俳諧の言葉を花をさうをつくる今格の方紙も仰れて言ふ
雅俗のちがひ段の中に重花
全く俗語の中より詩歌の風流
を人をちらす世俗の一句を世ふるまて
阿蘭を三會の暁をちらす時宜に一灯
をともしもとりつらに世俗の親切
俗語をもやさしく世俗の篇八十海の

○芝生 たゝみ
たのべの草ハ花ハ
なかりけり

○隠見の文法
文章ニ物の名をいふ
ハ見ハ
タトハ函ト云フ
又月のくまなきを
月と云フ
月の姿ニ中ハ
ハ云

○鎖詞ノ文格ハ言葉ノフナギ
ノ文格ナリ

○互照文格ハ文カイニ
照ス心タトハ上ノタトト下
タトノ心ヲ照シ合ハスルヲ
互照トス云
唐詩
夜送趙縱ヲ　楊烱

中ハ死ニテ文章ハ花ニ
ハ
芝生ノ
隠見の文法
文章ニ物の名をいふ
ハ見ハ
タトハ函ト云フ
又月のくまなきを
月と云フ
月の姿ニ中ハ
ハ云

鎖詞の文格
明ハタ
暮ヲ照シ
互照文格ハ文カイニ
照ス心タトハ上ノタトト下
タトノ心ヲ照シ合ハスルヲ
互照の文格を
ハ

趙氏連城ノ璧
由來天下傳フ。北詩ノ如言葉互ニ照シ合フヲ云
送君還舊府
明月滿前川ニ

○解牛獲麟
解ニ云荘子ニ解牛ノ段文章
ノ形容ヲ要トシ韓文ニ
獲麟ノ解ハ文章ノ理
論ヲ要トス是竟ハ姿
情ノ二ツリ

○韓愈ハ韓退之也
○文選獲麟ノ解ニ
雖有麟不可知其
為麟也者吾知之
其為牛髦而者吾
其知為馬下略
△麒麟ハ麋身牛尾一角アリ牡ヲ麒ト牝ヲ麟ハ麋身牛尾馬蹄五彩腹下黄高サ丈二圓蹄

ハ
ハ
ハ

一ノ角角端有肉牝曰麟

○鳶

書正韻ニ雩ハ鳥ナリ假テ為ス語ノ終ル辭ト

鄭樵カ曰鳶ノ字ナリ

下略

○四六ノ文法烏辯抄ニ委シ

唐ノ文法ハ四言六言ニシテ日本ハ五言七言ナルヲ云

○不根論

義語ニ東方朔牧皐以テ不根ノ持論ヲ好ミ諧謔ヲ也武帝以テ俳優ヲ幸ス之

又不根論トハ々ハイモナキコトヲ云ナリ

連歌師の文章ハ
ものの
訓詁ハ
不根の持論と
の
て儒仏の歎

○過當序ニハシ

○婢子ハ女ノ奴之女ノ
イヤシキヲ云
△又這フ子ノ事之トアリ

○遠情ハ禪語ノ
其ハ道ノ明ラカナルヲ云

一ノ角角端有肉牝曰麟

○鳶

書正韻ニ鳶ハ鳥ナリ假テ為ニ語ノ終ル辭ト

鄭樵カ曰鳶ノ字ナリ

下略

○四六ノ文法烏辯抄ニ委シ

唐ノ文法ハ四言六言ニシテ日本ハ五言七言ナルヲ云

○不根論

義話ニ東方朔牧皐以テ不根ノ持論ヲ好ミ諧謔也武帝以テ俳優ヲ幸之

又不根論トハ久ハイモナキコトヲ云ナリ

○過當序ニ公シ

○婢子ハ女ノ奴之女ノ

イヤシキヲ云

△又這フ子ノ事ニトアリ

○遠情ハ禪語ニ久トハ物ヲ見スカシテ至テ其ハ道ノ明ラカナルヲ云

孝 本文上ニ記ス解ニ云惣ニテ詩文辭句ニハ文對アリ意對アリ句對字對ハ勿論ニテ
隔對モ一法ナリ或ハ熊藝ニテ鳥獸ナル物アリ或ハ生植ニテ支躰ナル物アリ
此故ニ今ノ二字ヲ拳テ十二門ノ凡例トセリ委ク文撰ノ大和辭ノ人アリ

芭蕉八言行論

〇中品以上
中品以下ハ作意ニ

芭蕉俳諧
さうこ傳法
こうしゆう言ひ
風雅のこゝろハ詩歌連俳の只あらゆて当時て
歌よりこと連歌まろ人の言葉ら人ハさきたる
中品以上の人とそ只月雪の錆をしるも
ものたるのこゝろ俳諧ハ人百姓
人樂亦の業成ことあて為髭の歌をなく星表
芳の習をあげて連歌の一芸をまはし

左ノ奇ハ縄ノモデルト云心ヲイヘリ

〇芦雁古奇ニ
我悲いこもつち
こしれとあちり
あちりやさくん
あかいもなし

〇新ニ花
古人ノ席ニ
文使の馬ねしい
そのゝ風いやし
仏ゝ菊をある
人人の花のかけは
ゆもちろうとし

芦雁ノ句ハ芦雁ノ句ニ
やゆ芦雁の歌ようこそ物のれ身をあるこの為
りれと新よ花の口惜ユモツテ也ハ通しれ
俳諧とゝ為ハ中品以下ハ高に風雅をひ為ハ
むと中品以下の言ハ中品以上人
をこちらしいもに行ハ芦雁ゝ歌ゝ
そのまゝ及ハ俳諧ハ歌ゝ月雪
て俗にの為ハしの歌ゝ
うなる世俗のなるハ芦雁ゝと
ゝれと洛陽ハ風ゝの歌ハ芦雁
のかゝをとれ芦雁ゝ
作ことをうされぬしハ未も和歌の塔ゝの不

洛陽ノ風士
為弁動ニリ

〇作意
遺稿ノ数説ニ
一トセ伊賀ノ西葉
庵ニヨハシテ續猿蓑ノ撰集アリシニ武城ノ文ニ書殺ヲヨ遂レリ其中ニ其ノ角ヒ三四章一アリテ秋風ノ辞ヲ

芭蕉八言行論

芭蕉俳諧の言もとを口まねして本を見ぬこゝろ
さうこゝ儒佛の大意より老莊楊墨のゝごとくそも
こゝろ言外の味ひつをうるなれども世俗の中も
風雅のゝこゝろ詩歌連俳の思ひあらして当時て
歌よりこゝ連歌まるゝ人の業をうゝ人ハさきゝ
中品以上
中品以下ノハ也
中品以上ハ也
中品以下ノハ也
中品以上ハ也
中品以下ノハ也
中品以上ハ也

[illegible]を身にあつる[illegible]
老莊楊墨のごとくそも
[illegible]るべきもの[illegible]
[illegible]の思あらんて当時て
[illegible]
[illegible]月雪の鐍を以ても
[illegible]て断人[illegible]
[illegible]髭の爪を拔く[illegible]
[illegible]の一毛をまはらし

[illegible]
[illegible]
[illegible]

載入ル白雲ヲ名のをさよ花ハ方ドイフヲ我モ人モ感吟シテコレラノチヅマリ及ガメキ事ヲイヘバ
故翁ハ例ノホメナカラ雪ヲカはボノ俳諧ヲキケハ王振金声ノ作ヲ未テ天下ノ人ヲオドロカサムトス是ヨリ五羊ノ変化ヲハカラス二作ヲカサ子ハ手作ヲ失ヒ三作ヲカサ子ハ俳諧ハツキテ其時ハ自己ヲ失フヘシト故翁ハ其ノ羊ニ変化アリシカ誠ニ五羊ノ変ヲマタスヨリ夜々作ヲカサ子ニテ

二作 ソヨ音や珍照 肉の加ノ衣

三作 幟之河長者の養ヒ馬牡丹

○雅俗 為糸秋バンシ

博ハ博覧の人もとなり博覧の人ハ必ず俳諧を自しして格の飽ヒ生ルとく事ハ有ル事なれ共よく観ル河の流れのごとくなれ共ハ俳諧を手張りして尼を入るとも

この和ハ俳諧を手張りして尼を入るとも

雅ハ雅俗のさうしのかく俗雅

雅ハ雅俗のさうしのかく俗雅

一ハ一ことに白い宝玉ハ数の参ハ永昆蒟

やさしかるとも

れも丹波の人さ

黒くに家迎門トの堂

○怪力乱神

論語ニ子不語ヲ怪力乱神ヲ

解ニ曰世間ニ因ル所ノ物ト云ル俗間ノ諺ヨリ出ル字ヲ形容セシナリ

私ニ又云論語ノ注ニ聖人語ル常ニ而不語ル怪ヲ語ル德ヲ而不語ル力ヲ語ル治ヲ而不語ル乱ヲ語ル神ヲ

ニ而云孔子ノ人ヲ教ニモトヨリ無所隠ス

ニ教ヘトシテ不語ル者アリ怪異ノ及ル常ニ勇力ノ姦ル徳ヲ悖乱ノ害治ヲ鬼神ノ惑人ヲガ如キヲ不語

らぬを

てを

白く

ろう

自分の

怪力乱神を語

ねるの面

の謎を

れよう

ル俳諧の語

る

ル

耳

人の耳

ル

ル人を

ル

ル俳諧の語

ル

ル俳諧ハ

ル

ル

ル俳諧ハ

ル

ル

行のいう所なる濃なる時は
て蠟とも消をこしとなるも宮小言物
ちらしを論ずれば生の人と面目も家門乃
倫を東家の侍もとの利鈍ならしむる
理なをいひ風雅の席より出でる俳諧を迎
其全く表裏の人とならへし御す俳諧を
論有ものなり倫を敵してあらのを婿を
ドさいをとする程乃氣乃ものを婿をさてしむと八當
附る或人の名をとて洗茶の家の誠とする
ぬ人もあるも神つの芸道八つ谷の姥すとなす
合せて会点せぬ八俳諧をあるものをのうんの

○門前ノ姥
詩話樂天常ニ詩ヲ作リテ門前ノ老嫗ニ聞セシトアリ

○言行 論語
歩等ノ西語
（キヽ況ヤ定對問ニ言ハ以幾ストヽ云ヘ）

○東隣ノ老丘
家語ニ孔子ノ西家ニ有リ愚夫不能ハ識ニ孔子是聖人乃曰彼東家ノ丘吾レ知リ之ヲ矣
解ニ曰前ニハ門前ノ姥ト云イ爰ニハ東隣ト云イ老丘ト云ヘル總テ文對ノ為ナセラ作ニ用ト無用アレハ代等ハ無用ノ用ヲ称スヘシ

○儒佛ノ衡
希逸莊子ノ序ニ其意義ス
与五吾夫子角衡ヲ故ニ其ハ言多ク過當ニ説文ニ謂リ牛ハ好ム抵觸ヲ以テ木陶ヲ對之ヤ

侍日世俗ニ
ヨ中ホ
俳ヨ
議ヨ
親切ヨ

一部とうまくて俳諧の一名八塵実の間い
ちをくハ莊老の靈を補い近くる詩歌

行のいう所うるはしく濃かなる時は
て蠟燭を消さこしとなるも言ふ言葉の
ちうしを論ぜバ世の中の人と面程も家門乃
儒を専家の侍もそのう利用ふ所ありて
理屈をいひ俳諧の席ふ出ずる俳諧を巡
教全く素程の人とうへしと論ず俳諧を
強有ものなりうを論ず敵してあしらの事を
ゆさいをとて程乃氣乃ふ程をさてしむと八當
時ふ或人の発言として法華の家の誠となす
ぬるもの多くも神つの学ふ者遠八つ者の姥ふ
合せて食ふ食せぬ八俳諧ふあるとなるものの

○門前ノ姥
詩話樂天常ニ詩ヲ作リテ門前ノ老嫗ニ聞セシトアリ

○言行　論語ニ君子ハ恥テ言ヲ而過レル行ヲ或曰邦ニ無道ニ危行ヲ言孫ヲ解ニ曰儒ニ言行ノ偏ナラヌハ少等ノ西語知（キ）況ヤ定ル對問ニ言ハ不苟ト以幾ストニ云リ

儒ハ言を恥てそ
東隣の老姥の詞ふ俳諧
ありて日ふよりて日ふよりて
ふ

○東隣ノ老丘
家語ニ孔子ノ西家ニ有リ愚夫不能識ニ孔子是聖人乃曰彼東家ノ丘吾レ知リ之ヲ矣
解ニ曰前ニハ門前ノ姥ト云イ爰ニハ東隣ト云イ老丘ト云ヘル總テ文對ノ為ナセラ作ニ用ト無用アレハ此等ハ無用ノ用ヲ称スヘシ

儒ハ言を恥てそ
東隣の老姥の詞ふ俳諧
ありて日ふよりて日ふ

○儒佛ノ衡
希逸莊子ノ序ニ其意義ス与吾ト文子爭衡ヲ故ニ其言多ク過當ニ説文ニ謂ヘリ牛ハ好ニ抵觸ヲ以テ木陶ヲ割之ヤ

儒ハ言を恥てそ
東隣の老姥の詞ふ俳諧
ありて日ふよりて日ふ

論語ニ君子ハ恥テ言ヲ而過レル行ヲ引ルガ如シ
○或曰邦無道危行言孫アラス遠ル

論君子ハ恥テ言而過行ヲ解　孔子曰言ハ偃ニ易放行ハ難ニ難盡君子ハ恥其ノ言ヲ愧ルヲ多アリテ
引ルガ如ク過其ノ行ヲ必黽勉トシテ無不足ヲ是以テ君子トナル
○或曰邦無道危行言孫ヲ解ニ邦無道時ハ君闇臣諂カル時ニ當テハ其ノ直道ヲ不得シテ
危行ハ身ヲタモツノ干要可變ノ無理言ニ於テハ當孫ノ時アリ阿諂ヒテ從俗ニハ
アラス遠害ニノミト
注ニ孫ハ順ナリ

○下人ニ家語ニ孔子
撫メ行フ相ノ事ヲ有リ
喜ビ色ニ曰不曰樂ミト
以貴ヲ下ル人ニ乎
〔解〕云儒道ノ実トハ公事
ニシテ俳諧ノ詞ニハ習
ヲ出スト云ナリ
○平人ノ実語
鳥辨抄ニハシ

○禿（トク） 徐鍇ノ曰ク禿ハ人ノ
髮不繼長ナラ（カムロ）
未櫛也（クシケズル）
○愚禿 護灯會下ニ
関白兼實公ヨリ法然上人ヘ
帰アリテ善信ノ市坊ニ
姫宮ヲ嫁シテ始テ妻帯ノ念佛ヲ建立セリ（ケン）ハシ論解ニ見ヘタリ

愚禿ハ親鸞上人ヲ云非僧非俗ト云ヘリ

○言行ノ違
為糸抄ニハシ
○踏破（ハ） 禅云ナリ フミヤブル
ト云ヘリ

○起結ヲ合セザルトハ
始ト終トノ結合ヲ云ヘリ

論語ニ法語之言トハ能無従テ之ヲ改ムヲ之為ニ貴シト巽与之言ハ能無ク説ク乎紀之ヲ為ニ貴シト

説而不繹吾末如之何ト言テ曰ク説ク而不繹ト言ヒテ曰ク説ク而不繹ト言ヒテ曰ク説ク而不繹ト言ヒテ

附合の法として面白き句なり
又句にして附合の法とし
るまゝにて新しく附句を要なれ
深くて附さるを言葉にて今く附句と
なるを一見に二句の言葉なれども
おもて白きを及さらんこれらを芭蕉家
の秘蔵乃すこし特を以て家の一を有に附
附方あの第一を有に附とは和歌のみなら
しかるべしと雖ども公家を初め公家の
又つゝして一字一言も成賦の如し
今新とい成通句とは一意に生じて

○有心附
定家卿ノ説ニモ此躰ヲ至極トセリ
和哥ノ十躰中ノ一ニシテ理世撫民
ノ五躰モ此中ヨリ出タリ但シ有心
無ノ説ニ口授アリ

此二ツ書化して
さいつれの附句なるもむつかしく附句をなして
業をへらして始ゆる三句の打延をうえさしあ
ゝ成ゆる実句のはこひをもむつかしく成ゆる員さ
句なし合をえ合てそのち成句の新句を
業をへ初句のあやまりをひきえし
しかし実句一条の先を海を代生とは
色彩ゆる文を句を作ゆ物語を家を矢
人を色をこゝ方をえをなしかの句を合を有ハ
ハ句を句をこゝ方をえをなしかの句を合を有ハ
云リ文章ノ起結ハ皆同ニ知ヘキナリ
ゆしかく格ゆるいうしかの句をうちまじりて歌
ゆるハとく中ゝ方をえをなしかの句をうちまじりて

○橋蓬屋
解ニ云此段ニ此三字ヲ指シテ文法ハ語路ノ断續トスイ
句拾ハ五照ト云リ文章ノ
起結ハ皆同ニ知ヘキナリ

定趣向法

白馬ノ條目ニ此名ヲ
乗中ノ法トイフハ書
紙ニ乗厥ノ中ヲノ
コロヒ偏書ニ仏経モ
詩書モ書盛モマシテ
人間ノ世ハ凡思案
モソノ中ヲトリテ
アト先ヲ思ヒハ
十里ヲ五里ノ中ニ
立テテ前後ハ近ノ
見ヤスキ故ナリ
中略
趣向ハ前句ノ情ヲ
ハナレテ前句ノ外ノ
姿ヲ尤ヘリ句作ハ前句ノ用ヲタツネテ前句ノ内ノ情ヲムスブベシ

一生しい業乃さかさま
んやこれらの俳諧乃世活なりをもつ
たるふせるの俳諧所をお会情をを
おさて新鮮乃ものこひさうもをた行る
孫しき俳諧ハとて古句の尾花ハ
てものう一句の新句ハ
世しとを古句の情と
をおる乃ものもの新句ハ
句をさるもの活鮮をて
是ハ一句の新句とハ
ら句をミを句乃言葉ハ
え潜ぬれハ哀乃姿ハ
カナシム

俳諧之連歌

解云扶懐紙ノ
端書ニ此五字ヲ
題スルハ常法ニ
然ルニ俳諧眞
名賜ニテ長句
ニハ七文字ノ配リモ
宜カラス懐帋ノ
面モ隠ナラス我
家ノ書法ニハ多ハ
竪懐紙ヲ用ヨト
負享ハ傍訓ニ
アル假名ニ付ノ
通用モ此爲ナリ

俳諧ハ連歌ト
ハ
ものをいふ
ゆつろえ
ものを
ものを
ものを

○按排
按排トハ俳諧ナリ
式詞ハ禅録ニ多シ
ヲノガノ分別ヲモテ
万物ノ理ヲ如識ス
ルノイヒニ

○一字一涙
義詮ニ庾信詩
一字流千也或曰
杜甫為詩瘦ス
云ヘ
私ニ一字トテモアダ
ニヒザルト云心ナリ

○揚州地名
南京国ノ内ニ
松江ニ同国内
ヘ日本ニ船来ル
南京ハ春秋ノ呉国ニ城下ヲ應天府ト云事ナリ上図ニ

○騎鶴ニ
小説ニ有客各言
志ヲ一人ハ願作揚
州ノ刺史ト一人願
多ク貨財ヲ一人願
騎鶴ニ上昇ス
一人ハ願腰纏十万
貫ヲ騎テ鶴遊
揚州ニ云ヘ上

○知程ヲ
式三世法ノ日用ニ
シテ仏経ニハ知足ト
イヒ儒書ニハ知量ト
イフ此論ニハ離附
ノ一理ヨリ物ハヨシ
アシノ程ヲシレトシ
タトハ科配ノ次第
ニモ鯉ノサシミニ鰯
ノ濱焼トマキテ
三献ニ鱈ノカバ焼トハ献立ヲ世俗ナラン鱈ハヤリト云今日ハ捨置テソコヲヌカ味噌ニ

拍子常の格構に前句の言の外成ん
くし竹つくしうち卿をものう桜梅桃
けもそれくの名産をはたらき生もんをふ
もんをうるにして一字千金波をそ
ぶかるそれをたいかに有ん涙とおもふ
さるのそて百韵を百句なれ一字一韻の脚
胃と擬へうるに俳諧ハ名をしはて
ましてハ離附の名理をはやけるを深せ
乃ち、のはくしに腸を万貫乃銭をもしい
て寡る寡て揚州はまりそむ
の俳諧ハうるさうるんしをさて今新といしい

稙家ヲアシライ
今一句モ重引
こゝハシテ美ノ海苔ニ花鰹ノ色立ヲマシニテ汁ハ鰹ノ落味噌トモヨケン歟
ノ雲母モ伽羅ノ神代モ田帝ハ其日其時ノモヤウニシテ飯白ノクハリハカリノコトリ是ヲ一花ノ美トイフヘシ

のあしらひをいとはず（八通白を稙家）今新たに
（八）
こゝハシテ美ノ海苔ニ花鰹ノ色立ヲマシニテ汁ハ鰹ノ落味噌トモヨケン歟
ノ雲母モ伽羅ノ神代モ田帝ハ其日其時ノモヤウニシテ飯白ノクハリハカリノコトリ是ヲ一花ノ美トイフヘシ
家の別名の故実を（八）細るに（八）
者（乃有ノ誤）の財を（七百を陽の稙家）よりく
或を宮いとう白（乃有ノ誤）
或を宮いとう白（乃有ノ誤）
嗜かとも親（シミ）疎を附（ツケ）
（シメシノウトシ）
理屈を宮おかし
（ようとうとを陽）
（八）
と初めいとの位地なるものて各人
時を附しと（八）
乃まきれなしてさ附方ものを（七）
の海苔のかもの細作の業も暮の業乃

（七）
変ものなるものなり
まそ（八）大名なれと暮をおもはなるものと
（八）
なるに（八）おもい高人と暮をおもはなるものと
（八）
さ間暮ると白（八）
にして暮ると白（八）
（八）
（八）

○俳諧ノ明暗

狐ノ妖怪ヲナスル

和尚坐禅ノ時野

一唱ヲワシ玉ハ忽ニ消失タリト其ハ夜ヲナシク典座ヲヲビヤカスニ例ノ一唱ヲトシヌレハ狐ハツクト笑ヒタルヨシヲナシロヨリヲナシ唱ヨイトモ用ル所ノ明暗ヲヨソルヘシ狐ハ分別ナキ故ニ耳ニ入ル所ノ徹ト未徹ナリ

ニカレハ凡雅ヲニラヌ耳ニモ俳諧ハマシテ平話ナルヨヤ

ダト（ハ和尚ノ一唱ハ生涯ニ釘ヲウツガゴトク曲尺ノ唱ハ羽箭ニシテ人ヲコソハス心地ナラン果テハ俳諧ノ信不信ヲシルヘシ

まのて宮ふ俳諧の明暗をおもふ人しるべき

和尚坐禅の時野狐ハ消失すと聞ハ俳諧のむつかしきを思ひ知るべし

一唱ヲワシ玉ハ忽ニ消失タリト其ハ夜ヲナシク典座ヲヲビヤカスニ例ノ一唱ヲトシヌレハ狐ハツクト笑ヒタルヨシヲナシロヨリヲナシ唱ヨイトモ用ル所ノ明暗ヲヨソルヘシ狐ハ分別ナキ故ニ耳ニ入ル所ノ徹ト未徹ナリ

ニカレハ凡雅ヲニラヌ耳ニモ俳諧ハマシテ平話ナルヨヤダト（ハ和尚ノ一唱ハ生涯ニ釘ヲウツガゴトク曲尺ノ唱ハ羽箭ニシテ人ヲコソハス心地ナラン果テハ俳諧ノ信不信ヲシルヘシ

狐の妖怪をなすに例の一唱をトシヌレハ狐ハツクト笑ヒタルヨシヲナシロヨリヲナシ唱ヨイトモ用ル所ノ明暗ヲヨソルヘシ狐ハ分別ナキ故ニ耳ニ入ル所ノ徹ト未徹ナリ

ニカレハ凡雅ヲニラヌ耳ニモ俳諧ハマシテ平話ナルヨヤダト（ハ和尚ノ一唱ハ生涯ニ釘ヲウツガゴトク曲尺ノ唱ハ羽箭ニシテ人ヲコソハス心地ナラン果テハ俳諧ノ信不信ヲシルヘシ

俳諧の明暗をおもふ人しるべき

和尚坐禅の時野狐ハ消失すと聞ハ俳諧のむつかしきを思ひ知るべし

一唱ヲワシ玉ハ忽ニ消失タリト其ハ夜ヲナシク典座ヲヲビヤカスニ例ノ一唱ヲトシヌレハ狐ハツクト笑ヒタルヨシヲナシロヨリヲナシ唱ヨイトモ用ル所ノ明暗ヲヨソルヘシ狐ハ分別ナキ故ニ耳ニ入ル所ノ徹ト未徹ナリ

ニカレハ凡雅ヲニラヌ耳ニモ俳諧ハマシテ平話ナルヨヤダト（ハ和尚ノ一唱ハ生涯ニ釘ヲウツガゴトク曲尺ノ唱ハ羽箭ニシテ人ヲコソハス心地ナラン果テハ俳諧ノ信不信ヲシルヘシ

世ハ家

世ハ家

世ハ家

こゝにその大義動して満天の雲霧
のゝちはれてゝ月清の御をゝ
ぶしの向潮の御をゝ
と動さねハちゝ
高ゴウ
高ゴウ
高ゴウ

○幾句ノ信
実信と云ふまの
此文空ゆせハ
声かなて張の歯
句ハ峯の月
七月

陸翁の歯ながと
さむし　巣の稲荷

巣の極の文八年
作ミして巻を了も
あとへきを反繰ゆ
のさびをろ　ゆ
あ　ミ　ハシ

さうし建帝も俳諧を佳名を為ることは
と為る八太極の一氣にして塵ものおこりて
変ずるこてまれ　ものの万理を
かくしてして法をなすこ式をなすこ畢竟
其信の一字よりも出ることを老人と初人とのあ
てこれを書八論ふる及ばざるもの俳諧
の之まとなる我宿ものあるこ極致をむけたこ
とをこねを捨て心数ゆ人の為を塵
二実のさうしをんるこ神身の万理こ
化人の理をたなし化人の万理こ神身
理を成こもこ論ふる人をこと法

○鳥獸
論語九ノ巻
小子何ノ莫学ノ夫詩ヲ詩ハ可ノ以ニ興ス可ノ以ニ観ス
可ノ以ニ群ス可ノ以ニ怨ス
邇ハ近之事ハ遠ハ事ハ君ニ多ク
識ル於ニ鳥獸草
木ノ名ヲ孝竟ハ
子路カ生質ノ野
鄙ナルヲサトシ子路
ニ学文ヲスヽメ玉イ
テ草木鳥獸ノ
名ヲ知レトナリ
ハシノ八十論解ニ
見ヘタリ

○機知未発ニ
○邪念ノ起向
按スルニ此段ハ学
者ニ過不及ノ加減アリテ進ムヲコラシ退クヲスヽムヲ竟ハ合別ト云方別ノ事ニ

こころ是をもて学ぶ民の情を考へ是
を学ぶ人の法を代ふ学ぶ者ハ人の本
文詩ヲ詩ハ風雅ハ
平生のうるおれ
乃人とをへ
食る一日の機嫌を席ぶのをむけを
こ
流水の風をつる法会の法
を思むをもも及ばを新ナ郷入河沼も
こ
例を世合の不より初会の発句
ましたこ
ハを附の本宮ものを結まして
ハを雇実と心ひて

十論の窟堂ハ変化の所作なり
一、度の調子、数ハ数ヘ、
ヨリ人ノ身帯ノ
浮沉モ之義ニハ
唯ノ上ヲ下ヲモ
スヘテハ物ノ柏ヲ
ナレハ附ヲモ二度ノ
遅速ヲ凡含スヘシ

○二度ノ調子
数スヘシ天地の運行
ヨリ人ノ身帯ノ
浮沉モ之義ニハ
唯ノ上ヲ下ヲモ
スヘテハ物ノ柏ヲ
ナレハ附ヲモ二度ノ
遅速ヲ凡含スヘシ

○横疑

阿含経ニ頌メ
和横疑ヲ注ニ横ハ
発也嫌ハ嫌疑也

○刹那

仁王経ニ一念ノ中ニ
有ヲ九十刹那
一刹那ニ有リ五百
生滅一法数ハ刹
那ヲ一念トヒル
カヘセリ
私ニ曰刹那ハ如弾凡
端的ナル義ニ凡ハジキノ
間ニ悪念ヲコラスノ反
理ニ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

○三昂帰一
箕法三二三十ノ一ト云家ナリ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

新鐫古文集ヲアハセテ張子厚ノ

銘ハ道ニ帰ス銘ノ三ツノ心
西ハ乾坤ノ二體ヲ
東ハ厳言厳動ヲイマシ
ムスヘテハ心性ノ妙ヲ
テ凡雅ノ文トハイヒガタシ
サレトモ崇伯カ子ヲ文ト
イフハ尚玉ノ孝ライフヘシ
シテ文ノ名ヲライヒ旨酒ノ
二字ライヒ文ハ公用ノ用
アレハナリ曾参モ孝ツキ
ナレハ帰ル全ク者曾参ナリ也
須ク念者伯奇也トヲナシ
柏子ミ書キヲ孔子ノ詞ノ
親切ヲマテ参和トイヘルハ
文ノ手余波ナリ其外ハ二篇トモミ
一字モ古文ノ列ミハアラシトソニカレハ
人ノイフ所ハ全ク文敬ノ用ミシテ
文ハ公用ノ用ヲシレトナリ文
質ノ論ハ新鐫集ニ見ル

名ハ御

○柏子ノ姿 鳥辨抄畧云
嗣ノ柏子ニカヘル時ハカナラス
姿ヲ忘ルヽモノナルヨシ
三足鼎ト云集ニ草ノ百負
ノ曲節ニ
焼候の三ヒ三ヒ
ヒ
ヒ

新鐫古文集ヲアハセテ張子厚ノ

銘ハ道ニ帰ノ義ノ三ツノシ
一四ハ乾坤ノ二體ヲ二メシ
東ハ厳言厳動ヲイマシ
ムスヘテハ心性ノ修法ノ二ミシ
テ凡雅ノ文トハイヒガタシ
サレトモ崇伯カ子ヲ文ト
イフハ尚王ノ孝ヲイフ旨相ノ
シテ文ノ名ヲイヒ旨相ノ
二字ヲイフ文ハ公用ノ用
アレハナリ曾参モ孝ツキ
ナレハ帰ル全ク者曾参ナリ也

○勧學ノ文

○座右ノ銘

○柏子ノ姿 鳶 辨抄 畧云

調ノ柏子ニカヒ時ハカナラス
姿ヲ忘ニモノナルヨシ
三定抄ト云集ニ草ノ百負
ノ曲節ニ

焼俗の三ヒとは三巴と
ゆ勾ニ連巴の紋ヲ幕
づくしの紋ふさ巴
巴ハ九竹ヨ金ハ八平と
ゆたるふ巴ともや例の
ゆ巴ゆ ゆ と流り巴の
如ちゝんとなて
布ゆ巴鍔のゆんと巴巴
と陣とう巴巴の二巴ハ
巴ようゆるあり

○顔ノ沙汰

○頂徒院ノ御剣ニ

ちく馬川 巴ゆ水ハ流るゆ

○勸學ノ文ハ古文前集ニ見ヘタリ　学ノ人ヲ糞ヤ木石ト笑ハ心

○座右ノ銘　古文ニ見ヘタリ

心敬の連歌の教旨ニ
「水青し海苔の岩間の春日の
末長の君とくるはあきまき
等記とのゝ記作しり其中
俳諸ハ情あり面しハ俗
ちゝとりのこそ怪なるあく
作れ下略

○古事古歌為本ニハシ

○錯綜ノ法ヲ三俳諧徳
ホミクハシ

○双関ノ法ヲ六俳諧ノ地
クハシ

言葉始ト終ト前後ナルヨウニフメトニ

詩ノゴトク月落烏啼ハ霜ヲ方ニ

○倒句ノ法ヲ格ノ
夜半ノ鐘声ハ夜半ナリ
是ヲ倒句ノ格ト云

月落烏啼霜満天
江楓漁火對愁眠
姑蘇城外寒山寺
夜半ノ鐘声到客船

○興観群怨ハ論語ノ詩経
為本ハシ

○論語陽貨
子曰小子何ノ莫學夫詩
詩可以興感發ス志意
可以観考見ル得失ヲ可以群和而不流可以怨ノ怨ヲ而不怒ヲ
邇ハ之事父遠ハ之事君ニ多ク識ル鳥獣艸木ノ
文名ヲ

ア一句ハ故ノ句ヲ古歌ノ
ごとくハ作ハ
ハ作ハ
ハ作ハ

○蟋蟀ノ法

○口訣ノコトハ

○蟋蟀ノ法

詩經ニ七月在野ニ八月在宇ニ九月在戸ニ十月蟋蟀入我牀ノ下ニ云々解云此名ハ文章ニ先後ノ法ニ彼章ノ結語ヲ起語ト知レトナリ

△解ニ蟋蟀ノ法ハ文法ノ終ニアリ畢竟ハ文章ノ先後ノ法ニ結ノ語ヲ始メノ語ト知レトノ心ニ

○鬼谷先生ハ戦国ノ時ノ異人ナリ呉子孫子ハ兵法ノ師トシ張儀蘇秦ハ滑稽者ノ師トス其傳ハ六国史ニアリ

○涅槃ノ一字不読

釈迦四十余年説ハ半法華ヲ説仕舞テ見玉ハ何モ用モナキト心ニ

○着破ルヤブルト云義ニ

十論解ニ

○一字不読

四十九年一字不説ノ語ハ禅録ニ多ク用イ来レリ涅槃経ノ中ノ取意ナリトソ

○賊後ノ弓

此語ハ禅録ニ多シ本朝ノ諺ニハ噬臍ノ跡ノ捧シ昧ト云ヘリ

○法式建治ノ式為相卿ノ作シテ應安ノ式ハ良基公ノ述ナリ是ヲ連可ノ新旧ト云イ

慶安式ハ長頭丸之作ニシテ貞享式ハ芭蕉公羽ノ述ナリ是ヲ俳諧ノ新旧ト云ヘリ

或ハ季吟ノ埋木アリ或ハ立甫ノ蹠柳アリ大旨ハ此等ノ書ニ依ルベシ一座ノ設ハ東花式ニ見ヘキナリ

才十法式十論

我家乃ち俳諧の法式なるべし

家ハ氷炭の一分なりて世十論と着破ハ花月雪と理なりと世情の和と来つゝ

霞ハ美の二論なり人ハ其意紙さきて俳諧なり生ることの根ハ

と涅槃の一字不説よりも理論ハ生て賊なのちなるべし

○道家ノ法易ノ法曹ノ書ニ此等ノ類語アリ尚可尋全文ヲ

○哥典ノ掟為秋抄ニ久シ

市傘埋香嚏草八貞徳ノ狂ノ俳式ノ書ニ

○今覚古明為秋抄ニ久シ

○市傘貞徳 埋木李吟 嚏草ハ未詳

○後句ノ切字為秋抄ニ久シ

又後句切字ハ前ノ句字ヤモノ之ヲ皮ヲ切ト東ノ和訓ハ花ノ意ヲ指合ヲ花ノ方ニ花八月ハ廿五ヶ條ニ久シ

○論語陽貨

遠ク事ヲ遠ク事君

多識於鳥獸草木之名ヲ

人まし地理の法の異なるもあり

哥の切字の猫の鼠の新字なし井蛙三の手

波も哉と東との和訓ハ指合ハ花とハ

言葉ハ花ハ指合ハ行の花なるや云縁ハ行

乃最なるや花八月ハ誰ハ我

内の新字ハ花ハ八月ハ誰ハ俳諧ハ行の花なるなり

法式の外字なし

を出ハ花ハ花ハ

ハ俳諧ハ走ハ

ハ俳諧ハ走ハ

ハ俳諧ハ走

○返心為事ノクハシ
○費為事ノクハシ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

理り理屈をつけて附句の歌句を拵へ
へくだる句の作を雜す（第二十三句の
新歌よりの写句のもとこれを論じ
形の変化を勿論のもとなる句作南句
の面白みおもしろきもの句作のもしきを
宗道よりおもへくだる歌句のこしき作者
句（五十七）指合の作成法に成るを
れば宗道の作成法と式と云ふ
云へつれの名を法と式とこれと作
まるをもれを紙と云ふ俳諧を法
新式なるもの歌句の歌句と云ふ

宗道のよりわしの附句の面こ
巻のあつらひより二つ三つ
の新句宗長にもうつる
ますれば宗長とかなる
なるあの詞のさし合も
こと物よりもこと
つくめぬもの新式
附句の式のかくれ
らをあつめの形とこ
ど感をたにもれをもる
さうへ法理を先ふ法

注ニ重ハ厚重。威ハ威嚴。固ハ堅固。也輕乎外ニ者ハ必不能堅乎内ニ故ニ不厚重ナラ無威嚴而所學ノ不堅固ナラ

なぞさしめ〻〻家道の名をよしぬ〻〻

○古人ノ詞

論語ニ君子不重ナラ則不威ナラ

威あるまゝ威あるさまれ信なしと所学を学ひ義をたゝむるもの必ず信乃一家入れば郷党を有て有徳の師ともたのまれさるとの笑言をもて人をうちひしむる例の一節を書るもうたんるもの歟の例のすまもひまもむ法ず利者の乃

○例ノ一節

為命板ミノハシ

○佛菩薩

大論ニ仏ト菩薩トハ四維穀ヲ隔ルカ如ク絶元品ノ無明ヲ残シテ涅槃ノ道ニ衆生ノ縁ヲ引ト云リ

解云才二段ノ論ニ名人トハ千トニ喩フ下略

○佛菩薩ノ如キ三十二應ノ自在ト公仏乱生滅度ノ久メニ急ミト身ヲ変シ久ク仏道ニ居リキ久ク自在十九ヲ自云

○君子ノ射

論語ニ揖讓而升リ下テ而飲其爭ハ也君子ナリ

私ニ云是非ヲ爭ヒ比ハ小人事ニシテ君子ニハ無爭ノ唯射禮ガリ勝負ノ事ニシテ爭ヒアリ然ヒ比始終禮讓ヲ以テス矢罪ヲ一千トス的ニ中ルヲ勝トシ揖シテ升テ堂ニ盃ヲ取テ立テカラ座衣美酒ヲ飲ムナリ

猶ウレツ

猶ウレツ

猶ウレツ

例は南句のごとしあるいは時合
のたとえの金言とてはたとえばうつ
もつて点加つるを懲（ミシ）の好むるそ
れ勿論（スメリ）一国一城の人
をかしけるもむりまてきにそんを
利をの癖とまるの人利者はを癖を化粧
をつけて果をを臺のおもとなる女
さしと点者の額（ヒタイ）をうちく價（アタイ）をまつ人を
世帰る及ばとはをを利者の家道まを
くれとく世後ろあつうをうちとを世界
の俳諧のしあるを利者のうを

○黨（トウ）（トモガラ）（ナカマ）（タトヘバ）

しくをはもこうはかくしかくあれはとあ
るをくこのむおのはらはらぬをらをを
臺の俳諧をまはつせはをの中にはまの人
のつて例の雅をあをを扇うて俳諧をるる
てをくをををはををををををををををを
ををふちををををををををををををを
ををはををををををををををををを

○祖禄トハ禅録ノ事ヲ云達テヨリ以タ々禄（キ）ヨリ

○疑（ウタガフ）

○眄眩（メン ケン）千疑

醫書ニ藥不ニ眄眩ヲ則病不愈ム禅禄ニ這裡興頭ヲ千疑一決ノ如也

○教化ノ秘事ハ鳥辨板ニノハシ

眄眩（メン ケン）とは祖録をふ疑（セン キ）一決（イツケツ）とは是ふ
ををををををををををををを教化の人は大秘をうなる事さ

れやむしたる俳諧ハ言かたしといふ
判あの言世ゝ例の粗口と者くゝて連歌
師の隙無ゝもいひ捨られかゝる眼書も
ゝへ乃れと今や家門の俳諧ゝ世俳諧の名と
いふあるれと俳諧の詞といふ名ハ
ゝゝ流俗の新をはくゝしい言の詞をかき
めゝも連歌と俳諧の筆をいかゝ世ハ
我家乃点式ゝ雅言のぬゝのゝ世俳
諧の新ゝしゝも俳諧のやゝこゝ世俳諧ゝ
あゝゝゝゝ世ハ名をゝ付けゝと新式ハ
古筆の傍訓なゝ実ハ雅言とゝい俳諧

○傍訓ハ
傍出ノワキ本
第ノ光出イタ
サレシヲ云

カタハラヨシエ

○俗ノ有無
爲辨秋ノ奏シ
古俗ノ五文字
山俗ノ五文字ノ評
アリ

○十図十色
爲辨秋ノ奏シ
小柱木ハ点ハ俳諧ノ
コトワリ　連歌
今ノ人ノ小町クルヒ
花ノ姿

連歌ハ点ハ俳諧
ハ点ノ評アリ
為辨秋ノ奏シ

又十図十色
メトハ武家ト
上総ハ図風モ
カハリ人ノ風モ
ドコトモナノ遠フ
ト云爲ナリ

とゝひゝゝゝゝ俳諧の五図なゝふぬゝのゝと、
ゝゝとゝゝゝれゝゝゝゝ

○指合云狂「云狂トイフハ象物ノ類ミシテ名ヲ名獸ハイフニ不及若賊食服ノ類ヨリ是而ニ新用ノ区別アリ支躰ニハ
訓ノ狂言アリ或ハ名物ノ名ニ同字別物ノ名モ同字別物ノ取サキモステ
器械ノヨリ飯ヲトリ作トノ名別ヲハケテ用ト不用トノ名別ヲハケテ用ト不用
ノ如ク文字ヲトカムカラスタトハ移移ニ称腸ノ
コトキ野伺ノ外ニ馬ノ屎馬ノコトキ居所ニ
倉ノ家名ノコトキハ
タトハ方言モ其人ニヨリ
其匂ニヨリテ用捨ス
（ケシハ二匂以下ハマシテ
トカム（カラスソレ楽
惟ノ名別ハ野伺ノ外ハ
目ノ名モトモ屎ノ屎馬
ハ必ノ姿ナシ其外モ
コレラノ格例ヨリ類推
ニハ別アレト名作ニハ用
ヲキ故トシルシ
「指合トイフハ名ヲ後
ノ同字ソレモテト
デトノ清濁ハトカメス
ヨム時耳ニカラヌ故ノ
数字モ同字ヨリ
カロシタト（ハ盃ニ山ヒト
ツノコトキ語路ノ指ノ
ノ耳ニカラヌハ百以下
ハ変シテ（カムハカラス為シテ名物ノ名モ鈴席ニ席ノコトキ屏風ニ松風ノコトキ偏ニ旁カノ字形ヲカ（真名カ假名カノ
別アリ（ハ）ハ物モ用捨ノ設アラサレト松風モ山ヒトツモ假名ニヤハラケテ之ケレトカセ字ニミトモヒト面トモ假名ニ

カレヌハ其部ニアラスコレラハ同字ニ同意ノ設ニシテ松風ニ風呂敷ノコトキハ旧式ヨリ同字別物ナリサレトフロシキト假名ニハ
去ハ狂言ノ外ニアラキトイフ（キナリ下略

○文屋為兼抄ノ
圖ハ芭蕉家ノ物
教奇ナリ其故ハ
西行談抄ニ云ル
浦ニ住ル（シ扇
ヲ文屋トシテ和
寄ヲ孫シソノ陳
ニハ一生イノバシナラ
ス為世手カキニアリ
トイフ文ヲロスサニ
ヲフルヨシ風雅ニハコレ
ノサビラウラヤム
扇ノ絵ハ松ノ差松ナリ
ヲホクハ木地ニ墨絵ナリ
アサリヌリタルモアル
ニシ中ニヨリ先作
裏ニヲホシ松ノ梅
カノ殺匂ナリ公
クハ寸法圖示ハ為
兼抄ニ見
文屋ノ
圖

○諸抄ノ法式 條ニ云抄筆ノ連続ヨリ名ヲウケトル法ハ作者ノ手ヲサケテ附タトイフ時ニソノ前ヲ吟シ筆ニ作者ハ
吟表ノ程ヲ待テ中音ニ附タライフ時ニ狂言ニ云ハ宗匠ニムキテ
ヒソカニヤ　サテ宗匠ノ者ニテ今スコシトヲラハヤリ多ノ多ノ吟シ
筆ニシ或ハヌヨシトヤラハ　座中ニムキテ其附タ
ニ筆テソノ後懐帋ニ写スシ伝ニテ後ハ前
タト附タトニタトニ
吟スシ座中ニ打敗ヲ
シラスシ為ニ多ヲ吟ス
スルニハ上ノ多ニ文字ヲ
皇ヲウキテ七文字ヲ文

○論語ニ食ハ不厭
精ヲ膾ハ不厭細ヲ

○質　シツ　マコト　スナヲ　ムスヌ　カタテ　スカタ
○子成
論語ニ棘子成曰
君子ハ質而已
矣何以文ヲ為
子貢曰文ハ猶質ノ也質ハ猶文也　▲私ニ云質ハ人ト物ノ本地ニ文ハ本地ヲ塗ル如ニ本地生レ付ニテ
虎豹ノ鞟ハ猶犬羊ノ鞟ニ　ヨケレド塗ラサレハ用ニ立タサル心ニ文質ハ第ル物中庸トス　亦云

▲天下ノ事ハ無質不立無文不行ニ文質互ニ不可有無ニ
壁ハ文ハ毛ナリ
質ハ皮ナリ
文質トモニソナハリテ後君子
小人ヲ可別ツ
鞟ハ毛ヲ去リ
タル皮ニ色ナキ
トキハ虎豹犬
羊ヲ別ツコトヲ
アタハズ虎ノ皮
ノタワトキニ犬
羊ノ皮ニヒトシ
依テ文質ハ
何レヲ是非ト
不別ス

質ハ本地ニテカタクナニ文ハ和ラ心ニ▲亦云文質彬彬トメ然ラ後ニ君子ナリ　注彬々ハ猶斑斑　班ハマダラナル

○茶菓茗
解ニ云此品ハ有限物ト云ル論語ニ酒ハ無量不及乱ノ意ニテ有限ニ無量ニ例ス
ノ文章ナリ或ハ徒然草ノ下ノ下ナラヌト云ル

○諸枝ノ法式條ニ云枇杷ノ連枝ヨリ多ク分ケトル法ハ作者ノ手ヲサケテ附タトイフ時ニソノ前タヲ吟ジ挙ニ作者ハ
吟声ノ程ヲ待テ中音ニ附タライ時ニ狐素ハ宗匠ニムキテ
ヒソカニヤ　サテ宗匠
ノ者ハテ今コヽニトヲ
ラハヤリ多ク多ヲ吟シ
挙ヘシ或ハヲヨトヤラハ
座中ハムキテ其附タ
ヲ挙テソノ後懐紙ニ
写スベシ伝ニテ後ハ和
タト附タトニタトニ
吟スベシ座中ハ打数ヲ
シラスベシ多ヲ吟
スベシハ上タハ文字ヲ
皇ヲヨキテ七文字ヲ文字トマケテヨムベシ下タハ文字アヨミキル合タ讀ノ終リヲニクヘシ

○論語食ハ不厭精ヲ膾ハ不厭細ヲ

○質　シツ　ミコト　スナヲ　ムスメ　カタチ　スカタ

○子成

論語辯子成曰君子ハ質而已矣何以文ヲ為ス

子貢曰文猶質ノ也質ハ猶文也

虎豹ノ鞟ハ猶犬羊ノ鞟ニ

▲私ニ云質ハ人ト物ノ本地ヒ文ハ本地ヲ塗ル如ヒ本地生レ付ニテ
ヨケレド塗ラサレハ用ニ立タサル心ヒ文質ヒ第タルヲ物中庸トス亦云ハ

論語郷黨ノ篇ニ
食物本艸ノ注ニシ
文章ナカラヤ寧
多クハ子ノ虚実

▲天下ノ事ハ無質不立無文不行ヒ文質互ニ不可有無ニ

質ハ木地ヒテカタクナヒ文ハ和ラ心ヒ

壁ハ文ハ毛ナリ

質ハ皮ナリ

文質トモニソナハリテ後君子

小人ヲ可別ツ

鞟ハ毛ヲ去リ

タル皮ヒ色ナキ

トキハ虎豹犬

羊ヲ別ツコトヲ

アタハズ虎ノ皮

ノタワトキモ犬

羊ノ皮ニヒトシ

依テ文質ハ

何レヲ是非ト

不別ツ

○茶菓茗

解ニ云此品ハ有限物ト云ヒ論語

酒ハ無量ト不及乱ノ意ニテ有

限ヒ無量ヒ例ヒ

ノ文章ナリ或ハ徒然物ノ下ヒナラヌト云ヒ

論語鄉黨ノ篇ニ食ハ不厭精ヲ膾ハ不厭細ヲ解ニ云白馬ノ文章訓ニ不厭ノ二字ヲ称シテ朱注ニ養ヒ人ヲ害人ヲトハ食物本性ノ注ニシテ聖人夜語ニハ質過タラントソ誠や此言ヲヲ起語トシテ十七句ハ飲食ノ次第ニ[illegible]ハ爰ニ嫌擇ノ文章ナカラシヤ實ニ膳中ノ物好ミナラハ小人ノ間居トスヘケレト不厭ノ詞ニ文章ヲ尽セル爰ニ論語ノ雅俗ヲ知リ爰孔子ノ虚實ヲ知ラハ爰ニ文章ハ先ニメ教誡ハ後ナルヲモ知テ爰ニ儒佛ノ差別ヲ知ヘシ

○倹約 爲弁抜ニ入ハシ

さして自しめの花といふてあり世者ハ他
流の儀式に生たる奉納追善のことに
ましてあるの作者ハ花成ものしに
始と流とにたいし儀あり…らひて家ふ…
ウラ一花ハ白ノ名ヲモカヘハスシテ早ノ
我タヲ付ヘキ也其故ハイワトテモ儀式ニ
ノ書ニハ花ヲ貴人ハ色ムニ花作者ハ抜抜ノ名ナリ
或ハ花ヲ色又時ハ花ノ花ヲ人ニハ
ル意ヒコレラモ其故ヲミラサレハ色ニ
ハカヘリテ不礼ナレハトソ

白ハ…ものに花をもしてアリ
…ふ一所と流あ
…拳ヲ…
成たつ家の…
見付色をうあるもて花の流に拳ヲ
…ものの毎ものよ…

○宗通ノ居間爲雑抜ニ委シ

此しらえ白の花ものに拳ヲ…
…ものの儀式と
…流ものに…
…ものの…
…ものの…
…ものの

○五倫ノ式
一請礼停止
一小語低声
一出合遠近
一一方一直
一目見一白
右ハ學ヲ始ル式ニテ
貞享式ノ条目
ナリハヒモリ名矢
ヤヲフんヘシ

温厲ノ愛
哀樂頌
論語ニ子張曰君子
有ニ三ノ変一望之
儼然ナリ聞ニ之也
温ナリ聽ケバ其言ヲ
也厲シ論語ニ
関雎ハ樂ニテ而
不淫哀ニテ而不
傷下略

哀樂の頌

哀樂の頌を読れや船遊をする自の張騫よ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

五條ノ式
一請礼停止
一小語低声
一出合遠近
一一句一直
一目見一句
右八四ヲ皆藏ニテ
貞字式ノ条目
ナリ八ヒシリ名矣
ホヲアンハヒ

温厲ノ愛
哀樂頌
論語ニ子張曰君子
有ニテ変ニ堅之
儼然タリ而ル之也
温ヲ聽ケハ其言ヲ
也厲ニ論語ニ
関雎ハ樂ニテ而不
不淫哀ニテ而不
傷下略

文関雎ハ詩経
周南国風詩ノ首
篇也淫ハ樂ニノ
過テ失フ其正ヲ
者ナリ傷ハ哀ニ
過テ害ヲ和ヲ
者ナリ

哀樂の頌

ものの長恨よりも
ものの長恨よりも
ものの長恨よりも

本ニ記ス「君子ニ有ミテ變」解ニ子夏カ曰君子ハ盛德積中ニ有テ道ヲノ氣象一身ニアラハレ者ノ有テ
望之ヲハ蓋シ貌莊ニ礼ウヤマヒシテ泰山喬嶽ノ如クニシテ一毫輕浮ノ無態儼然
長然モ近テ即之モトヨリ氣サカシニ色和ニシテ如春風遲日ノ温然トシテ可親其ノ言ヲ
聽テハ又義正シ詞嚴ニシテ是ヲ是トシ非ヲ非トシテ確乎トシテ不可易凜厲ノ甚キ
アリテ温温ニメ厲ナルハ剛柔不偏陰陽合德者ニアラザレバ不能ハ此所以爲君子ト

夕一直出合遠近 一夕一直ハ附夕ヲ牝業ヤス時牝業安デ指合ヒ
アルヨシヤ作者カシラク作者一度ハ墨ジ亞シテ又牝業ヤスヘシ
其ハヒモアシキヨシヤルク故度ハ墨ジ亞スベカラズ次ノ者附夕ヲ
送ルヲラ云
出合遠近ハ附夕ノ遠近遠近ニシタガヒテ付ベキ心得ヲ云

（知り難ケレハ衣ニハ如来ノ鳥毛ヲ出セルナリ）

傳曰世尊を金くく神祭の法なるべし
此門の式をもつらねたる書物ハ
少なれども大方童部も志るべきもの
言ふを理りの二を傳して法ハ
何のためぞや法華経八行の所なるやと
法式の所謂を志れとしるべくハ眞言
式目を法として五條の名をもつの扱
宗道の門ふつ所の銀をもつるハを
用いる場の指物なれたるハ白衆
要をへくこを理ハ東ハ
青蓮ハ神ハ

小萩乃風拂ふ生の
世句を帝仙の初ハ月林乃七句月なる
青蓮ふ月の附ふ所ハ萩ハ神風
感夫をあしらふ所の法もつ
しきを例ハ遷ふの言ふ所の法
月新城會ハ言ふ所の言ふ
ふを出して
八月ハ緣ふ法ふ小幅帽
ふ八つ所ハ光参ハとて生ハ立て
元作ハ我門乃右蘇生ふ
青書ふ月ふ

○帝仙ノ月ハ矢拾ニ
ノハシ

右蘇生
タトヘハ荒場ニモノヲ見ヘ
メル人ヲ云

○一大ノ虚　禅語ニ一大吹虚ヲ千大傳実ヲ私云此喩ハ師道ノ論ナリ

○大和ノ風躰

假名韵府ノ畧文ニ分シテリウプノ假名ツカイニイキリフヒヘノ差別アレトプノ余韵ハウプニ通ヒウノ余韵ハプニ通フサシテ論スヘキスミモアラヌヤシカレハあつぷゆむう。ノゴトキハ假名ノ経文ヲ見ルヤウニテ和哥ノ書法ニハカメケタレハ假名ノ姿ヲヤラクルゐミあつぷゆむぷト云キニヤ字門ノ入声ハサルヌナレトモ猶チ乃ぷしト云メルハ今テノウラ表ヒコヒラミウプノ用ヲシルヘシ或ハ暑ハ暑ぎトイヒ或ハきトきぷトイヘル力キリハ昼ノ音ニシテイキシハ夜ノ韵ナルヨリヨリヲヲ韵府ノ口伝ナカラ漢語ニ通セサルホトハ音韵ノ沙汰ハ推量カチナラン人テモ定家ノ假名ツカイトテ一巻ノ古アレトモ取ルヘキヲモ多シ

ら神家の書法とかしぬ遠ゑ
假名を用て假借ふれ
ものれ言葉ものれ言葉
て上下の連濁のら乃
ここ耐ものして
古也や性
の音の
水乃
陸こむ水へ音と分論
ぬるもの
言と世
の字とかの
大和の風躰
ウプの

ヤヨリ漢土ノ字書ヲ見ルニ音ト韵トノ通用ナシハ上ニ用ユルだ[illegible]ノ数モ下ニ用ユル[illegible]ハ勿論ニテカメケダルヲニリヤハラカナヲニシラハ假名ハツケノ大事ニテトイフヲモシルベシトソ式ハ大和詞ノ本據ニシテ猶ル唐ノ秘稿ナリ

○三言

第八言行ノ解ニクシ

論語ニ邦無道危行言孫カフ注ニ孫ハ順也

〈莊子ニ寓言ハ十カ九。重言ハ十カ七。卮言ハ日ニ出ツ。注ニ寓言者借ニ他人之名以言之〉

〈涅槃経皆是方便ノ說也下略〉

○指月

圓覺経ニ修多羅ノ教ハ如ニ標月ヲ指ノ若復見ニ月ヲ了知セン所標ス是ヲ竟非ス指ニ

〈指月ハ禪言〉

秋尊モ一切經ヲ說玉テ後月ヲサス指ノ如シト云心ニ而涅槃ノ一字ノ心ト同シ月ヲサスウチハ指ニ用有リ見ル月レハ指ニ用ナシト云心

是を漢言とし老家ニ寓言と
ゆ沒や佛書の重ニ重言と
に指月の喩を
[illegible]
[illegible]
の私曲を
[illegible]
[illegible]
[illegible]

実を不ると法式の一篇より庭を掃き
なを見より庭実の級として漢
人これらの書をもつぱら中庸より出
出を主として
をよ八れと天下に横説豎説をし
者ひとよ儒門の四教とても忠信の教ハ
法式法式ハ孔子の道を文行
の学にあらかくこと名の差なを志れ
ハ三家の主地を志れ唯
かをれくもあそこと人きを俳諧の名乃
先まして容易の人の学とまるる

○四教　論語に子以四教
文行忠信　注に忠信ハ本也
〔解〕白白馬ノ教誡に代評
アリ此四ハ文忠ノ二ヲ本トシ
テ行信ノ二ハ其用ト知ベシ
文ハ行に和ラギ忠ハ信に嚴
ナル故ナリ文忠トハ何ソ
文武ナリ文武ハ孔門ノ仁義
ナラスヤ下略

○横説豎説
横豎に色くトカ程ラ
トクコトヲ云

○理部
止観に理部〔名字〕
観行〔相似〕分身
〔究竟〕解曰此名ヲ天台
ノ六トステ修行地ノ階
級ナリ然ハ我家ノ俳
諧モ始に虚空ノ理ヲ知
テ次に法式ハ名ヲ覚終に
○本立道生　老後ノ楽ヲ知ベシ
論語に君子ハ務本ヲ

へさとを
ものゝ十論乃沉者より出れる要文
を俳諧とする者ハ去ハ俳諧を儒佛哉
やらけてをハ侍者乃媒といひ者二ハ
老後の生のしるにとゝ之其ハ俳諧
乃理部哉ちらの主二ハ俳諧乃究竟
を志ゝ者ハ三段まハを法とを修
先そ〳〵沉者連歌乃みなうをを志れ
そうそのムかを立てをなうらんや侍者
連歌の位ハ及ハ生ともを東を日〳〵
俳諧とさらやむ〳〵しまして名ハ程と

本立テ而道生ル注ニ務ハ專ニ於テ也本ハ猶根也仁者愛之理心之德也言ハ君子ハ諸事專ニ

用ヒテ根本ニ本立時ハ其道生也

○醋吸三聖

繪本狩トイフ物ニ醋吸ノ像ノ賛文アリ孔子ハ酸イト

イヒ釈迦ハ甘イトイヒ老子ハ苦イトイヒテハ正直ト方便ト異見トノ三説トシ

亦

○醋吸

此圖ハ孔老釈ノ三聖ナリ

一部ノ為ニ三ト三部為ニ

ヒト法味ノ喻ヲ圖セシ

ナリ

○默識

解曰此二字ハ論書ニアリテ和ト記トノ用アリ

論語ノ述而ニハ記也ノ義ヲ用イ默識忘通ニハ和也ノ義ヲ用ユ爰ニ兩用ト見ベシ委ハ才五論人ノ所ニ記ス

○法語ハ其ハ其字ノ解ニクハシ

○竊ニ老彭ニ比ス論語十論序述而ノ解ニクハシ

私春秋ノ大要ハ皆天子ノ事ヲ奉行（ウケテヲコナフ）シ孔子ノ作ナル故ニ孔子ノ德ヲ知レル者ハ乃チ孔子ノ德ヲ知レル者ハ乃チ孔子ノ德ヲ知レル者ハ乃チ

是ヲ意對ノ格ト知シ

○有若曾參孔子ノ貧子
有子曾子ニ

△阿雜

有若

大論ニ竹林精舍ノ西南畢鉢羅窟ニテ結ノ命ヲ羨ケ說法セシ天ニ故ニ如是我リトリ▲論ノ曰論語ノ五之門人ニ故ニ子ヲ稱ス解ヲ云リ狄迦孔子其道ノ德ヲ慎ミ阿雜曾參ハ其道ノ化ヲ擴テ始テ儒仏ノ法ヲ定ム下略ハシリ十論解ヲ見ヘシ

曾頌ノ詩

△浮橋ノ詞

論語ニ說言言ヲ
之蔽之曰是邪
注曾頌ハ辭也

△八代集ト云今ヲ三代実録等ノ和歌ヲ云リ或ハ浮橋ノ詞ト云ハ女神男神ノ交婚ノ詞ナリ解云此對ハ諸書ヲ錯綜シテ詩孔子ノ詞ヲ倉卒ニハ其之カ序ヲ假リテ和漢ノ風雅ヲ結ミタル是ヲ文對ノ法ト知ヘシ

△釋

論語ニ夫將以天下ヲ為木鐸▲箋書ニ道人以木鈴ヲ徇テ路ニ注ニ道人宣令ヲ官也 解云元録本ノ草稿ニハ木鈴ニ傍訓ヲ以天下ヲ為ト云リ此等ハ文章ノ虛實ニ自己ノ按排ナリ孔子ヲ令官ノ下品ニ喩タル一章ノ意地コソ風雅ナレヤ論語ノ注ヲ見ヘシ

△木鐸ハ下ニ對テ政教ヲ施ス時鳴ラス器ナリ義ヲ借テ道ヲ廣メ教ヘヲ演ルニ用フ

解云天竺ニ馬鳴竜樹ト云イ無着天親ト云リ四菩薩ハ何レモ佛經ノ大論師ナリ然ルヲ評者ノ論者ヲ指シテ俳諧ノ令官ハ喩ヲ〈ケレトテト云ル義ニ滑稽ノ辨利ヲ知義ニ俳諧ノ談笑ヲ知ラハ過當ハ例ノ虛實ニ聞捨〈シ誠ニ十論ノ惣評ニ至リテ儒經ニ木鈴ノ虛ヲ扱ヒ佛書ニ竜樹ノ實ヲアラハス義ヲ儒仏ノ護文ニテ部ノ結語トハ云〈キナリ

○世道ノ論師
為朱抄ニハシ

十論諧

我聞此十論ハ者和漢傳滑稽之心而勸之ヲ擬ニ論語之風諭ニ微之儆維摩之彈呵ニ歷止誠不文而可学節而可信要耶言ハ則謂ニ俳諧之論語ト矣若夫分道理與理屈而所謂物ニ于先後之序ニ世名者山我家之發明ニ而四民ニ麼可遊ニ此

是ヲ意對ノ格ト知シ

○有若曾參孔子ノ貧子
有子曾子シ

阿雜

△有若

大論ニ竹林精舍ノ西南旱鉢羅窟ニテ結集ス阿難迦葉ノ命ヲ兼ケテ鍮隙ヨリ入テ說法セシ天衆ニミノ擬アリ此故ニ如是我聞ノ發語ヲ置リトソ▲論語ノ朱序ニ程子ノ曰論語ノ書ハ成テ有子曾子之門人ニ故ニ其書獨リ二子ヲ以テ子ヲ称ス解云此一對ハ門人ノ說ヲ云リ狄迦孔子其道ノ德ヲ慎ミ阿雜曾參ハ其道ノ化ヲ擴テ始テ儒仏ノ法ヲ定ム下略

△曾頌ノ詩

浮橋ノ詞

論語ニ詩言言言

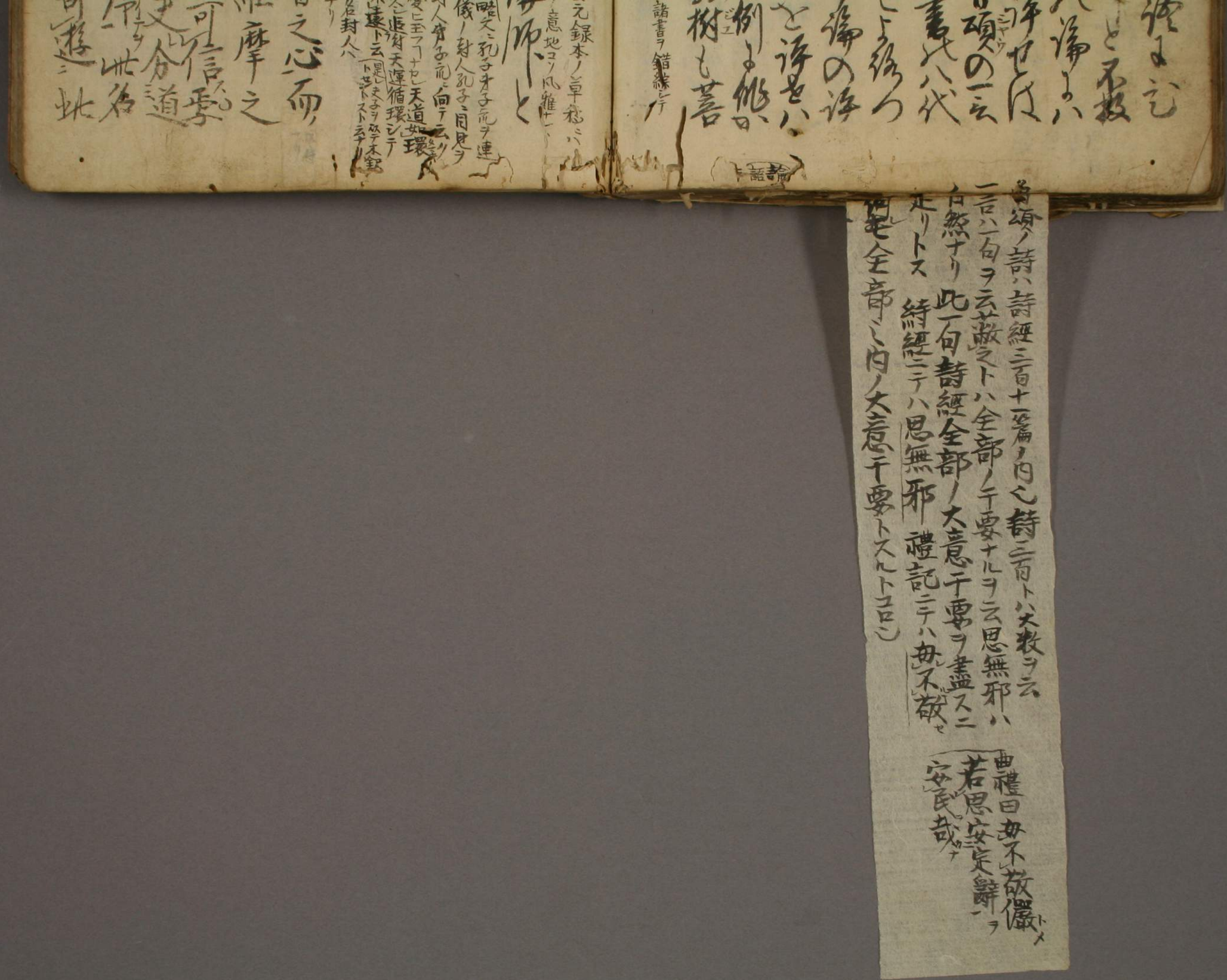

論語

諸書ヲ錯綜シテ

元録本ノ草稿ニハ意地コソ凡雅ナレ

孟子ニ孔子ヲ才子元ヲ連儀ノ封人孔子ニ目足ヲ

人皆子元ヲ向テ云リ

ヲ受ケ王フコトナセ天道如環

公ニ返ル天運循環シテ

返ト云（是レ孟子ヲ巫テ木鐸トセントスト云ヘリ）

名封人ハ

之心而

摩之

可信孝

文公道

此名

遊ニ此

号頌ノ詩ハ詩經三百十一篇ノ内ニ詩三百ト八大数ヲ云

一言ハ一句ヲ云蔽之トハ全部ノ千要ナルヲ云思無邪ハ

白然ナリ 此一句詩經全部ノ大意千要ヲ盡スニ

足リトス 詩經ニテハ思無邪 禮記ニテハ毋不敬セ

毋モ全部ニ内ノ大意千要トスルトコロ

曲禮曰毋不敬儼トメ

若思安定辭ヲ

安民哉カナ

理則六藝麼可講其序集大
尤憶花叢之次第剞劂佛麼宜給
觀法先後以智分別居來真經者
為誨出世之樂要和世諦者將訓
世情之迷學哉爰知所謂俳諧之
和殺儒佛而詩哥之媒意乎子爾
有別俳諧之一道看不為學佛
學儒別實老莊揚墨之歷別常中
和歷實之變而將設今日之世法
余者歌人麼不隔卧猪之床連
哥麼不爭千鳥之友姿者攜技

技門而情者為同花鳥之道矣
假令為歷於其實共不可為實
於其歷與看為名庵居士之遺言
也則其詩也何不有器要其次祖
翁之令授道也則是以先師之為
記法也上今也憶選場之時節則
祖翁之滅後三十年品殆可遂拙
論之功而傳其道之德矣故此
再撰廿十論而令成和漢文撰之
別緣者也享保己亥之歲林鐘晦
日獅子庵蓮二爾申次

十論校

例のいふ柳ふ庵ふ丸庵ふの遺行ありて
拾れ中ふ秘乃仍家あり今ふ十論
もそ元ちいこむうし武蔵乃芭蕉庵ふ
て祖義と年ふ成論しふ拾ふ元原の
ちしあとふゆし也元師の奥和ふも御
おらし庚午の仍ふ年ふ元ふ寅
ふふの菓ふ迷検ふふ印ふ
論と一字録と仍祖義と也元師のお撰也
ふふ元ふ十論の侍者とふ仍者

○點検（テンケン）
考（コロカヘリ）
知（シル）
又審ニ察ス
之（コレヲ）

こと元ふ者ふ元ふ仍ふ原川の庵ふ訪ふて世ふ
の解撰の跡しおいふ人ふ一日ふすて免ふて
やとふふ久元ふ山拾ふ元ふ元ふ元ふ元ふ
仍ふ元ふ元ふ仍ふ仍ふ林の撰集の叶ふ
のこふ元ふ仍ふ仍ふ拾ふ元ふ全
篇の侍ふ元ふ仍ふ拾ふ元ふ仍ふ秘事
ふ元ふ元ふ文ふ元ふ容難（カリナン）の答ふ元ふ元ふ元ふ
小仍ふの二ふ元ふ元ふ元ふ元ふ元ふ十論
の少ふ元ふ校（カウ）ふ元ふ元ふ元ふ和漢の撰集ふ
以ふ仍ふ仍ふの元ふ元ふ仍ふ元ふ仍ふ元ふ元ふ
仍ふ元ふ誹諧の初ふ元ふ

校（カウ）（カンカヘル）

第二者之を法師と稱して天下に文武
の一印しるしとし家々傳授の祕訣と
せり法師齋家の妙といふべし
第三者文を以て家の面目とし
俳諧のみちしるべや俳諧仕ふ
をもて俳諧とせり老若を問ず
おのおのこれを修むべし
第四者文章のみちを不ずしてけく
第五の実花を物ふ一節のみちを深し
第六者花を花として俳諧をして本法
なれども雅俗のふかきみち文章に

○禮記ニ若有風迅雷甚雨則必變雖夜必興衣服冠而坐ス

○點テン

俳諧の道のごとく学問に業法の術あり
小傳伝の新説新説也第九ハ俳諧の風なる
ものなり花を一天地の花とし迅雷疾風乃
冠をも及ハず是狂歌新説といふべし
しかるに法なりとて弐五の新説のごとくいふを
こそ一座の級ハ自己式をたてこれにに
大秘乃如くもれと是ハ面しろし
一つの中ハ物乃生涯ハ俳諧ハ
級乃廣ニ要小文章を俳諧ハ
級のごとくひらく一字一
と禮と共ハ俳諧ハ自己の面を思ひして

時雨ちうちもくさ色おなしく京
係のことく文すのけ人波
部に花らけあり

桐箱
九冊百